

## 再論・新聞各社の苦情対応組織とメディア責任制度

——日本報道評議会設立への課題——

浅野健一

はじめに

私は本誌前号で、日本の新聞界が二〇〇〇年六月に新・新聞倫理綱領を制定し、同年秋から、各社がこれまで持つていた紙面審議会・記事審査室・読者モニター制度などの延長線上に、外部の「第三者」を加えた「苦情処理」の新組織を立ち上げた経緯を論じた。

二〇〇〇年一〇月の毎日新聞を皮切りに、新潟日報、朝日新聞、東京新聞がこのような新組織を発足させたのだが、共同通信加盟の他の地方紙も近く同様の組織を新設する模様だ。名称は様々で、組織形態も活動内容も異なる。各社の新組織の実態を見ると、委員会の事務局長でさえ広報部長と兼任している社もあり、専任の調査スタッフもほとんどいない。報道被害者から積極的に苦情を受け付けようという姿勢が不十分で、実際、当事者からの苦情がほとんど届いていないようだ。国際的な基準を充たした報道評議会やオンラインズマンではないと断言できる。

政権党の自民党は一九九九年三月、「脳死移植報道・ダイオキシン報道などを理由に、「報道と人権等のあり方に関する検討会」を設置し、同年八月、「活字メディアに対し、欧米に見られるような自主的なチェック機関や苦情処理機

関の設置を強く求める」などと提言している。「個人情報保護法制化専門委員会」は二〇〇〇年一一月、マスメディアも対象にする個人情報保護基本法の大綱案を発表した。また、法務省の人権擁護推進審議会は、同年一二月二八日、人権を侵害された被害者を救済するための人権救済機関に関する審議の「中間とりまとめ」を提言として公表した。

その一方で、犯罪や事故の被害者に対する「非人間的な取材と報道」（京都小二殺害事件の現場近くの住民代表）が社会問題化しており、日本弁護士連合会は二〇〇〇年一〇月五、六日の人権擁護大会で、マスメディアによる名誉・プライバシー侵害も対象にした公的な人権機関を設置するよう提言した。メディアに対する法的規制に強く反対してきた日弁連までが、法規制に言及したのである。

報道被害者の中には、マスメディアの自主規制には到底期待できないという理由で、法的規制を強く望む声も少なくない。一般市民の間でも、報道界が報道評議会をつくらないのであれば法規制もやむなしという世論もでき上がりつつあるように思われる。メディアは権力と人民に攻撃されているのだ。

## 一 報道評議会設立を放棄した新聞協会

### メディア研究者の責任

二〇世紀中に誕生しなかつたメディア責任制度を新世紀の二〇〇一年の今こそ設立する好機だと私は考えてきたが、新聞・通信各社は報道評議会の創設を当面、あきらめたようみえる。主要新聞各社は苦情対応機関の委員にメディア学者・文化人を選定している。「報道の実際にある程度認識のある方有識者」を選んだと正直に言う新聞社もあるが、これでは社会的弱者である「書かれる側」のオンブズマンになれるはずがない。

メディア学者の苦情対応機関への参加自体に問題はないが、これらの新組織がオンブズマンだとか、報道評議会は当

面無理だというプロパガンダの道具にされて、メディア責任制度の実現を結果的に妨げてはならないし、早急なメディア責任制度確立を放棄した報道界のアリバイ工作に使われてはならない。そうであれば、河野義行さんら無数の報道被害者の願いを踏みにじる行為になると私は思う。

一部メディア学者・法律家の無理解から、新聞労連、日弁連でさえ、「第三者機関」とか「社内オンブズマン」など誤った用語を使い、メディア責任制度をめぐる論議を混乱させていた。<sup>(1)</sup>

#### 各社での対応に収斂した新聞協会

日本新聞協会は一月一日、人権擁護推進審議会の「人権救済制度の在り方にに関する中間取りまとめ」に対する次のような意見書を発表した。<sup>(2)</sup>

《メディアによる人権侵害を差別や虐待と同列のものとして取り上げ、強制調査、勧告など人権救済機関による積極的救済の検討対象としていることは、極めて遺憾である。日本新聞協会加盟社は、人権尊重の理念に従つて差別や虐待などのさまざまな実態を明らかにしてその是正を求めるとともに、公権力に対しても、えん罪、代用監獄や出入国管理での収容所の問題点など、人権侵害行為を追及してきた。人権擁護に関連して社会的な啓発活動の一翼を担い、人権意識の定着・高揚などの面で重要な役割を果たしてきた新聞・通信各社の役割とその成果は、正当に評価されるべきである。

今回の「中間取りまとめ」では、「犯罪被害者とその家族、被疑者・被告人の家族、少年の被疑者・被告人等に対する報道によるプライバシー侵害や過剰な取材等」について、積極的な救済を図るべきだとしているが、この問題について新聞・通信各社は十分に配慮してきたところである。「中間取りまとめ」は「憲法上保障された表現の自由、報道の自由の重要性にかんがみ、まずメディア側の自主規制による対応が図られるべきである」「強制調査について慎重な配慮が必要」との表現を取ってはいるものの、「積極的な救済」を名目に入権救済機関の関与が取材段階にも及ぶという

ことになれば、行政命令による記事差し止めと同様の効力を持つと言わざるを得ない。表現の自由は大きな制約を負わされることになり、とうてい承服することはできない。

新聞・通信各社は「報道による人権侵害」を防ぐため、これまでさまざまに自主努力を積み重ねてきた。各社はさらに、紙面の在り方に対する読者代表の参加や苦情対応の仕組みの工夫など、一層の自主努力を進めている。報道にかかる問題は、表現の自由を守る見地から、あくまでもメディア自身の手による自主解決を基本とすべきである。』

新聞協会の意見書は、『新聞・通信各社は「報道による人権侵害」を防ぐため、これまでさまざまに自主努力を積み重ねてきた。各社はさらに、紙面の在り方に対する読者代表の参加や苦情対応の仕組みの工夫など、一層の努力を進めている』といふのだが、各社の対応でやつてきた結果が、人民のメディア不信であり、ジャーナリズムの脆弱さだ。

『日本新聞協会加盟社は、人権尊重の理念に従つて差別や虐待などのさまざま実態を明らかにしてその是正を求めるとともに、公権力に対しても、えん罪、代用監獄や出入国管理での収容所の問題点など、人権侵害行為を追及してきた。人権擁護に関連して社会的な啓発活動の一翼を担い、人権意識の定着・高揚などの面で重要な役割を果たしてきた』というが、メディアに二年間勤め、七年間メディア調査をしてきた私には、そういう「評価」はとてもできない。

各社の「苦情処理」(毎日新聞のある委員)部門を充実・強化することはいいことだ。しかし、各社がつくった新組織だけで、四月以降本格化するであろう法規制の動きに十分対抗できるのだろうか。市民からの支持を得ることは可能だろうか。

政府自民党は、マスメディアによる人権侵害を法律で規制する動きを強めている。報道界はこうした動きに対しても、本気で対抗する気がないと受け止められても仕方がないであろう。

私は二〇〇一年六月三日午後に同志社大学で開かれる日本マス・コミュニケーション学会春季研究発表会ワークショ

ツのテーマの一つとして、「新聞各社の苦情対応組織とメディア責任制度」を学会企画委員会に提案した。提案が認められれば、このワークショップでは、八五年に「日本にプレスオンブズマン・報道評議会を」という目標を掲げて発足した人権と報道・連絡会事務局長として活動してきた山際永三氏が、新聞各社の新組織の設立経緯、運用内容などを報告し、各社の動きをメディア責任制度確立の過程にどう位置づけるか問題提起する。これを受け、松本サリン事件被害者の河野義行氏が報道被害者の立場から、新組織をどう考えるかを報告する。河野氏は九六年から全国各地で私と一緒に、メディア責任制度を創設するように訴えてきた。

私は学会ワークショップで四回にわたり、報道による人権侵害に対応するためのメディア責任制度（報道倫理綱領制定と報道評議会設立）について討論の場を提案してきた。<sup>(3)</sup> 九九年秋のワークショップでは、「放送と人権等権利に関する委員会機構（B R O）の経験から報道評議会を展望する」をテーマに話し合った。

日弁連や新聞労連が提言しているように、活字メディア全体が、権力による法規制を避けるためにも、統一倫理綱領の制定と報道評議会設立をセットにしたメディア責任制度を確立するしかない。そのための具体的第一歩を踏み出すべきときである。メディア研究者の責任も重い。

## 二 新聞労連への意見書

### 労連までがオンブズマンと誤つて解釈

日本新聞労働組合連合（新聞労連）は二〇〇〇年九月一九日、「報道評議会」に関する原案を発表していたが、原案の成案化をはかる報道評議会特別プロジェクト会議が二〇〇一年一月一〇日に労連新研部と合同で開かれ、原案の一部手直しを行つた。二五日からの第九七回臨時大会に提案、採択された。

新聞労連は一〇〇一年一月の臨時大会で、「報道評議会」提言を公表した。新聞労連は一〇〇〇年九月に公表した「報道評議会」原案の「はじめに」で、「臓器移植報道や事件・事故取材での必要以上のプライバシー侵害、行き過ぎた性表現や不適切な差別表現、容疑者と決めつけたような報道による人権侵害など、いわゆる報道被害が繰り返され、市民の報道への信頼は、もはや各報道機関ごとに読者対応室や法務室などを作って対処するだけでは回復できない段階にきている」と述べ、「権力による無用の介入を防ぎ、報道機関が自律した存在であり続けるために、メディアが引き起こした報道被害に業界として自ら対処するシステムが今こそ必要になっている」と強調していた。報道評議会は、「権力からの監視、コントロールを一切拒否すると同時に、報道被害が起きた時には速やかに救済を図ることによって、報道の自由と責任を体現していく」とうたっていた。

ところが、成案では、『昨年秋から毎日新聞が「開かれた新聞」委員会、朝日新聞社が「報道と人権委員会」を立ち上げるなど、新聞各社の自主的なオンブズマン制度創設を受けて、「はじめに」の中の「市民の報道への信頼は、もはや各報道機関ごとに読者対応室や法務室などを作って対処するだけでは回復できない段階にきている」との表現を削除』した。

また、『設置場所・形態』の項目では、誤解を招く恐れのある「権限の集中を招くオンブズマン型ではなく、合議制によるカウンシル型』の表現を削除』した。

後者の削除は私が強く要請していたもので、当然だが、前者を削ったのは大問題だ。そもそも毎日、朝日の委員会を「オンブズマン制度」と見なすことは、到底贅同できない。毎日新聞でさえ、「オンブズマン的」と言っている。

また、一〇〇一年一月一日の新聞労連の機関紙によると、新聞労連の「01春闘」運動方針案は、毎日新聞の委員会を「オンブズマン・システム」と呼び、朝日や共同通信と地方紙などの「報道と人権」機関の設置の動きを評価している。

社別苦情対応機関の委員会にメンバーとして入った学者やジャーナリストが、大新聞や「世界」（岩波書店）などを舞台に、「当面、報道評議会は無理だから市民とメディアの評議会を」などと「提言」してきた人たちだったことも忘れてはならない。日弁連の人権と報道調査研究委員会の一部幹部が一〇〇〇年一〇月の日弁連人権大会で、「新聞各社は近く社内オンブズマンをつくるうとしている」と発言していたのも、思い起こう。

新聞労連の現役員は、北村肇委員長時代に行つた報道評議会に関する労連の調査報告書を読み直すべきである。社別の苦情処理機関（それ自体はいいことだが）をいくら充実させても、報道評議会を中心としたメディア責任制度にはならない。両者は全く別のものだから、両方とも不可欠なのだ。

新聞労連は法的規制の動きがある中で、メディア責任制度の原理原則を忘れずに、九七年の臨時大会での決議をもとに活動してほしい。

「各社の対応」は苦情処理の域を出ない。絶対にオンブズマン制度ではない。労連が設立を目指した報道評議会は、新聞社のための機関ではなく、すべての市民のための仕組みだたはずだ。

#### 業界全体での対応しかない

私は一〇〇一年一月二二日、新聞労連の衆議院中央執行委員長に次のような意見書を送った。

『一月一六日の機関紙を読み、新聞労連の報道評議会特別プロジェクト会議が一月一〇日に労連新研部と合同で開かれ、原案の一部手直しが行われたことを知りました。この手直しでは、二つの東京紙が最近つくった苦情対応機関をオンブズマンと追認し、そのことを理由に「はじめに」から重要な文言を削除しているようです。全文を読むことはできませんが、このとおり臨時大会で採択されると、日本における「報道評議会」設立にマイナスになると危惧します。

北村肇委員長時代に決まった「報道評議会構想」はどうなったのでしょうか。報道評議会は「理想」だが現実的には無理で各社対応でという動きがあるので、これらは苦情処理機関でしかなく、多くの報道被害者が長年にわたって

望んできたのは、報道評議会ではないでしょうか。

また春闘議案でも、毎日新聞の委員会を「オンブズマン・システム」と呼び、朝日や共同通信と地方紙などの「報道と人権」機関の設置を評価していますが、これらの委員会の設立に各社の労働組合は組織的参加もしていないようで、あまりにも高い評価を与えすぎてはいないでしょうか。

各社の外部の「有識者」を入れた苦情対応機関はないよりあったほうがいいのは当然ですが、問題は、それらが報道評議会やプレスオンブズマン制度の代替には成りえないというところにあります。

政府与党が活字媒体にも報道評議会をと要望している中で、今春までにプレス全体の報道評議会ができるない場合には、法規制が導入される危険性が高まっています。「理想的だが」とか「ゆくゆくは」とかのんびり構えているときではないと思います。

新聞労連が毎日、朝日の新・委員会をオンブズマン制度と呼ぶことをやめ、「はじめに」の中の「市民の報道への信頼は、もはや各報道機関ごとに読者対応室や法務室などを作つて対処するだけでは回復できない段階にきている」との表現を削除するという方針を撤回し、国際的な最低水準を充たすような報道評議会・オンブズマン制度を設立するための方策を臨時大会で探るよう強く求めます。』

私は意見書と一緒に、毎日、朝日両紙の委員会に関する私の見解（前号に掲載）を添付した。

また、『オングズマンとは何か』（講談社、一九九六年）の著書、潮見憲三郎氏も、二〇〇一年一月一五日からの第九七回臨時大会直前の一月二二日、畠衆・日本新聞労働組合連合委員長宛てに、『新聞労連の「評議会」原案に対する意見』と題する手紙を送った（一五二一一六五ページの「資料1」参照）。

私の意見書に対し、畠委員長から次のような手紙（二〇〇一年一月三一日付）が届いた。畠委員長の承諾を得て掲載

する。

『おかげさまで一月二五、二六日に開かれた第九七回臨時大会において「報道評議会」案を採択しましたので、成案を送付いたします。大会終了後の二六日、新聞労連委員長として新聞協会の鳥居元吉・編集部長に報道評議会の設置を検討するよう申し入れをしました。また、朝日新聞、毎日新聞などの新聞紙上ですでにお読みになつてのことと思いまが、プレス発表も同日行いました。

さて今回の成案化に当たり、原文を一部修正しました。まず毎日新聞社が「開かれた新聞」委員会、朝日新聞社が「報道と人権委員会」を立ち上げるなど、各社の自主的な制度の創設を受けて、「はじめに」の中にあった「市民の報道への信頼は、もはや報道機関ごとの対処では回復できない」という表現を削除しました。

補足説明しますと、この表現にある「報道機関ごとの対処」とは、たとえば朝日新聞社の広報室、あるいは紙面審議会など既存の組織・制度を想定したものであり、新設の機関と誤認されるのを避けたためです。では、新聞労連が、毎日新聞社などの新設機関をどう評価するかという大きな問題が残るわけですが、この点についてはプロジェクト会議で「初めの一歩として一定の評価をすべきではないか」との結論に至りました。

新聞労連内でも、各社の自主的な努力については、もう少し時間をかけて見守る必要があると考える組合員が多いようです。ただし、こうした各社対応だけでは、いま急速に高まっているメディア規制の動きに対抗し、市民の立場に立った人権救済を図るには十分でないとの認識も当然持っております。だからこそ、今この時期に「報道評議会」成案を発表したと、あらためて申し上げたいと思います。(中略)

いうまでもなく今回の成案には、これから議論に委ねた部分がいくつかあります。その参照にしていただければと思ひ、新聞労連報道評議会特別プロジェクト事務局長の山田健太(新聞協会労組)が臨時大会で述べた提案理由の文案も添付いたしました。お読みいただければ幸いです。

さて、今後の取り組みとして報道評議会の設立に向けて運動が最大の課題となります。

当面、新聞協会に加え、雑誌協会、日弁連、出版労連など関係各団体に働きかける予定です。また新聞労連は企業別組合の連合体なので、各組合が会社側に対し、「報道被害」への対応をたどすなどの働きかけも有効な手だてとなると考えております。こうした具体的な運動、方法論についても、あらためて労連で検討していくつもりです。引き続きアドバイスなどをいただく機会もあると思います。今後も何卒よろしくお願い申し上げます。』

新聞労連役員は日弁連、雑誌協会、マスコミ倫理懇談会全国協議会などを回り、報道評議会の設立に向けて協力を要請した。

山田健太・新聞労連法規対策部長・報道評議会特別プロジェクト事務局長の「新聞労連・報道評議会案の提案理由」の中に次のような文章がある。

『議論の際によく援用される海外事情についても若干触れておきたい。昨年一〇月、長い議論の末、イギリスで人権法が施行された。イギリスは日本とメディアの発行形態、取材・報道状況がいろいろな意味でよく似ている国であるが、そうした国で、プライバシー侵害やハラスメントを救済するための法律が制定されたわけである。従来は、表現行為による侵害がその規制対象に含まれている面に注目が集まつたが、その実際は、表現の自由に関する特別除外条項を設け、包括的かつ重層的に表現行為に対する適用に関する特別ルールを明文化している。しかも法運用上、メディアの権侵害行為はメディア自主規制機関（PCC）の判断に委ねることが、政府側と報道界側の双方に了解されていることにこそ注目しなければならない。

しかし日本の状況に立ち戻った際、改めて私たちが自覚する必要があるのは、日本では、多くの市民団体、弁護士、学者から、「メディアは何ら自主的な努力をすることなしに、単にお題目として表現の自由を言っているだけではない

か」との厳しい批判がなされている事実である。私たちは、自ら何らかの実効的な行動を示すことなくして、表現の自由を標榜することはできない状況に追い込まれているということである。こうしたなか、毎日新聞、朝日新聞、東京新聞、さらには新潟日報などの各社で始まつたオンブズマン的な活動に対し、私たちは「初めの一歩」として、一定の評価を与えるべき。しかし同時に、こうした動きが自己の正当化や企業擁護の枠にとどまることなく、真に私たちが考えるような目的に沿つたものになるよう注視していく必要があるし、さらに一部社の試みで終わらせてはならない。

そのためにもこの時期に私たち新聞労連が、報道に携わる者の総意として、社会システムとしての報道評議会を作り上げることを提唱し、関係諸団体によびかけるとともに、自らも倫理向上のための活動を強化する意味はきわめて大きいと考える。』（傍点、筆者）

青山学院大講師でもある山田氏は、外国のメディア責任制度を詳しく調査している。四紙の苦情対応組織が「オンブズマン的な活動」ではないことを熟知しているはずだ。山田氏は海外におけるメディア責任制度の経験から正しく学んで日本にふさわしい「社会システム」の一つとしての日本報道評議会づくりに貢献してほしいと願う。

### 三 朝日新聞からの回答

私は二〇〇一年一月二三日、朝日新聞東京本社の箱島信一社長、佐藤公正「報道と人権委員会」事務局長と同委員会の大野正男、原寿雄、浜田純一各委員に対し、次のような四項目の質問書を送った。

#### 1 浜田純一委員の「抱負」について

浜田純一委員の「抱負」の中での次のような発言には、かなり問題があります。

『メディアの人権侵害が問題になっています。以前よりメディアの数が増え、取材と報道が集中豪雨的になつたことと、国民の人

権意識が高まつたために起きている問題だと思います。

最近、人権侵害の面が強調され、報道の自由の意義を擁護する意見があまり聞かれません。メディアが委縮し、本来報道すべきことまで抑制してしまうのではないかと気がかりです。

人間的好奇心は抑えきれません。それはメディアも同じでしょう。でも、それではもう通用しません。メディアは自主的に取り組む必要があります。具体的には、各社ごとに内部チエック機関を設け、専門家や読者の意見を聞く。メディア側も自らの考え方述べ、議論を紙面で紹介するなどオープンにすべきです。

いま必要なのは、問題点を共有して社会的な議論をすること。人権侵害と報道の自由について、バランスの取れた考え方を見いだすことだと思います。

問題解決を急ぐあまり、権威を持つた第三者機関をすぐに設けるのは反対です。裁判所でも意見が割れている問題を一律に解決できるとは思いません。「こうすべきだ」とメディアを従わせる方法は危険を伴います。むしろ開かれた議論の場作りが大切なことです。

名誉棄損の裁判では、公共の利害に関する事柄で、公益目的があつて眞実と信するに足る相当の理由を裁判所が認めれば、メディア側の責任は問われません。メディア側はそれでよしとせず、仮に報道内容に問題があつたと自ら判断すれば、追加記事で補うことが必要です。書かれた側の事実上の救済にもなり、読者の知る権利にさらにこだえることになると思います。

被害者の人権救済も報道の自由も共に大切な価値。対立的にどちらか選ぶことにならないでください。浜田氏の見解で傍線部分に対する貴社の見解をぜひお聞かせください。

## 2 国内新聞初めてという記述について

一月三日付の紙面では、新・委員会は「人権問題に絞った本格的な社外組織を持つのは国内新聞社では初めて」とうたつてます。しかし、毎日新聞は二〇〇〇年一〇月一四日、社告で「『開かれた新聞』委員会」の設置を発表し、毎日新聞が独自のオンブズマンと自称しています。毎日新聞の委員会は、「人権問題に絞った本格的な社外組織」ではないということでしょうか。

「国内新聞初めて」という記述は誤っていないのでしょうか。

### 3 オンブズマン制度と呼ばれていることについて

毎日新聞は本日（一月二三日）の「追跡 メディア」の頁で、「我が国」の朝日新聞など四社の新組織を「複数の社外委員による日本の独自のオンブズマンともいえる」と定義しています。「当社のは年に三回集まつてもらうだけで、八人の委員の意見を紙面に反映させてもらうもので、オンブズマンではない」（新潟日報編集局）という声も上がるなど、混乱が見られます。

また新聞労連は二〇〇一年一月一〇日の会議で報道評議会原案の一部を手直しし、成案を作成しましたが、その中で《昨年秋から毎日新聞が「開かれた新聞」委員会、朝日新聞社が「報道と人権委員会」を立ち上げるなど、新聞各社の自主的なオンブズマン制度創設を受けて、「はじめに」の中の「市民の報道への信頼は、もはや各報道機関ごとに読者対応室や法務室などを作つて対処するだけでは回復できない段階にきている」との表現を削除》しました。貴社と毎日新聞の委員会を「オンブズマン制度創設」と見なしています。また、二〇〇〇年一月一日の新聞労連の機関紙によりますと、新聞労連の「01春闘」運動方針案は、毎日新聞の委員会を「オンブズマン・システム」と呼び、朝日や共同通信と地方紙などの「報道と人権」機関の設置を評価しています。労連のこの見解に私は到底賛同できませんが、貴社と三委員の方々は、自分たちのことを「オンブズマン」と認識されていることについてどうお考えでしょうか。

### 4 報道評議会設立について

昨年一〇月横浜市で開かれた日本新聞協会の第五三回新聞大会最終日の研究座談会で、新聞倫理綱領検討小委員会委員長の中馬清福・朝日新聞社専務が、六月に制定された新しい新聞倫理綱領の精神などについて特別報告しました。

《中馬氏は「人権の尊重」や「プライバシーへの配慮」など新綱領策定にあたって特に重視した点にふれた後、昨今の報道による人権侵害が「知る権利」や「表現の自由」の規制につながりかねないことに懸念を示し、「手遅れにならないうちに、新聞は人権問題について手を打つべきだ」と指摘した。さらに「その場合、肝心なことは、あくまで新聞自体が、自主的に解決を策定し、具体的に実行することだ。政府をお目付け役にするなど論外、『政府から独立した新しい人権機関』も受け入れるわけにはいかない」など述べた。》（一〇月一八日の朝日新聞）

中馬氏の問題意識は正しいと思います。「新聞自体が、自主的に解決を策定し、具体的に実行する」という宣言を現実化してほし

い。「新聞 자체」とは新聞界全体で自らの責任制度をという意味ではないでしょうか。

朝日新聞が日本に真のメディア責任制度（プレス界全体の統一報道倫理綱領制定と報道評議会・プレスオンブズマン制度）を確立するためにイニシアティブを發揮されるよう期待していますが、今後どのような取り組みをなさるおつもりでしょうか。

以上の四つの質問について、一月二九日までに回答ください。回答には回答者の役職名、姓名を、明記くだされば幸いです。

一〇〇一年一月二三日、朝日新聞「報道と人権委員会」に対して送付した質問に対し、一月二九日事務局長の佐藤公正氏より以下のよきな回答があつた。

『報道と人権委員会』に関心をもつていただき、ありがとうございます。

以下、ご質問にお答え申し上げます。なにぶんにも発足したばかりとして、ご承知のような現実のなかで走りながら手探りであるべき姿を求めて考えていくことになろうと思っています。今後とも、ご教示くださいますようお願い致します。

#### 浜田委員の「抱負」について

「指摘の下線部分は、浜田委員自身が述べられた意見です。個々の内容の当否について本社が論評するつもりはありません。

#### 国内新聞初めてという記述について

本社には、外部有識者による「紙面審議会」、読者との窓口である「広報室」の充実など、十数年来の仕組みと活動実績があります。そのうえに立って重層的に、とくに今日的な報道人権問題に本格的に焦点を合わせた社外組織を新たに用意したものです。「初めて」を競い合うつもりはありませんが、新聞社ぞれぞれに独自の経緯と理念を持った仕組みをつくりだしているのだと理解しています。

## オンブズマン制度と呼ばれることについて

オンブズマンなる外来の用語は、報道分野に限らず近年国内でよく使われるようになっています。しかし、その意味する内容や活動の実態はひとつの確定した定義でくくられるほどまでには必ずしも成熟していないよう思われます。ひらくいえば、ひとさまざまに思い描いている面があります。したがって、どのように呼称するかされるか——ということよりも、私たちとしては生まれたばかりの組織がいかに初期の目的にそつて有効に機能するかが当面の最大課題です。その結果に対して、自他共に本当にふさわしいと考える呼称が定着してくるのかもしれません。

### 報道評議会設立について

これまでの私たちなりの努力のうえにこの新しい組織があることは先述した通りです。これが『指摘の中馬報告を現実化していくためのひとつの方策である』ことはいうまでもありません。まず足元をきちんと固めることが大切だと思っています。共通の問題意識のもと、各社それぞれに方策を考え、目に見える動きもさらに出てくるに違いありません。その先に、あるいは平行して新聞界全体として取り組む機運が出てくる可能性も十分ありえるのではないか。ともに排除しあうものとは考えておりません。』

私は三人の委員にも質問したのだが、三人からは全く回答がない。

朝日新聞の回答は、私の質問に正面から答えていない。浜田委員の意見について、「本社が論評するつもりはありません」というのだが、それですむのだろうか。「オンブズマンなる外来の用語の意味する内容や活動の実態はひとつ確定した定義でくくられるほどまでには必ずしも成熟していない」「ひとさまざまに思い描いている面があります」というのだが、言葉を大切にする新聞社の見解としてはお粗末すぎると思う。オンブズマンは北欧で開花した概念であり、国際的に見て最低限充たすべき基準があるはずだ。

メディア責任制度に関して、「新聞界全体として取り組む機運が出てくる可能性も十分ありえる」などと、まるで他人事のように言っている時期ではない。

前号で述べたように、毎日新聞の「開かれた新聞」委員会の事務局と委員に三回にわたって質問書を送ったが、委員会事務局長平沢忠明氏より、一〇〇〇年一二月二七日次のような回答があった。

『読者と毎日新聞の間に立った委員に「第三者」の視点から毎日新聞の報道をチェックしていただくシステムとして、弊社が創設いたしました「開かれた新聞」委員会につきましては、様々な方からご意見をいただいております。』

弊社は、そうしたご意見を参考しながら、この委員会をより充実させていきたいと考えております。』

これでは何の回答にもなっていない。委員会は研究者にも「開かれていない」と考えております。』

私は一〇〇一年一月二六日、朝野富三毎日新聞大阪本社編集局長に、高松市成人式騒動の五人逮捕を匿名報道したことについて質問書を出した際、前号で論じた田島泰彦上智大学教授による「『女房役』は味のある表現」というコメントについて次のような質問を入れた。

『貴社は一〇〇〇年一二月一六日に「開かれた新聞」委員会からを掲載し、その中で一〇月二一日朝刊政治面にあつた「首相の女房役の官房長官」との表現について、「政治家のポジションを言うのに『女房役』は不適切で、違和感を覚える」と女性読者からの投書が東京本社にあつたことを取り上げています。

この意見について、上智大学教授の田島泰彦委員は「『女房役』が『古い男女関係の観念』とか『男性優位の見方』を示すとは必ずしも考えない。時に立場や役割のニュアンスを伝える味のある表現だ。言葉には敏感であるべきだし差別的な表現は吟味すべきだが、抗議を受けて直ちに『女房役』という言葉を紙面から消す前に、社内外の議論でどうするか模索すべきだ。言葉を抹殺するのは最後の手段だ」と指摘しています。

不思議なことに大阪本社版では「時に立場や役割のニュアンスを伝える味のある表現だ。」という一文が削除されています。

どうして東京と大阪で差が出たのでしょうか。』

毎日新聞東京本社から回答がなかつたので、大阪本社にも質問したのだが、森山三雄毎日新聞大阪本社特別報道部長は一月二九日、次のように回答してきた。

『東京と大阪で差が出たのは、紙面スペース、原稿量とのかねあいで、大阪本社版製作時のレイアウト上、二、三行削除する必要があつたので削除したということです。』

東京と大阪のレイアウトは確かに異なるが、記事の大きさはほぼ同じで、見出しは大阪の方が大きい。「時に立場や役割のニュアンスを伝える味のある表現だ。」という二五字を削る必然性はないと思われる。大阪本社の整理記者が、これはあまりにも不適切な見解だということで削除したのではないだろうか。

#### 四 外務省室長の匿名扱い

##### 逮捕されていないから匿名

官憲依存の実名報道主義をとる日本の犯罪報道がいかに権力に弱く、一般市民には冷酷かを示す二つの事例を比較して論じたい。各社がつくつた苦情処理機関が機能していないことがよく分るだらう。

日本的主要な報道機関は、政府の機密費を流用した疑いを持たれている外務省の松尾克俊・元要人外国訪問支援室長の名前を約二〇日間伏せていた。新聞各紙は一月二十五日夕刊から松尾氏の姓名と顔写真を報道した。

河野洋平外相が同日午後、機密費の私的使用疑惑の存在を示した調査結果報告を発表し、外務省が懲戒免職处分とし

たため「実名報道」になつたのだ。お上が公表するまで名前が書けないのだ。

ある民放テレビは、最初にモザイク付きの元室長の姿を映しながら、次第にモザイクを消して顔を出して、「やつとモザイクがとれました」とコメントしていた。外務省が発表したからモザイクをとるのか。どうしてモザイクをかけていたのか説明すべきだろう。

朝日新聞の場合は、一月六日に「外交機密費流用か　一時は預金二億円に」と初めて報道。その後、一七本の記事を出したが、ずっと名前を伏せていた。一月二十五日朝刊では「業務上横領の疑いで警視庁に告発する」とまで書いているのに名前がなかつた。一般刑事事件で「正確な事実の報道」「権力チエックのために実名が不可欠」というメディアが、馬やマンションを税金で買ったことが判明しているのに、姓名を書かないのは全く理解に苦しむ。

朝日新聞はかつて、神奈川県警の公安警察による共産党緒方国際部長宅盗聴の実行犯を、警察庁が認めるまで匿名にしていたのと同じだ。「警察が逮捕していないから匿名だ」と当時の社会部デスクは説明していた。

「刑事案件で身柄を拘束されたら実名」というのが朝日のルールだ。それなら、松尾氏はまだこの時点では捜査当局に逮捕されていないのだから実名にするのはおかしいのではないか。

私は一月二五日午後、朝日新聞広報室に「なぜ名前を伏せるのか」についてファックスで問い合わせた。翌日、「朝日新聞広報室」から「河野洋平外相が同日午後、機密費の私的使用疑惑の存在を示した調査結果報告を発表し、外務省が懲戒免職処分としたため実名報道にした」という回答がファックスで送られてきた。なぜ一九日間名前を報じなかつたかを聞いているのに、これでは回答になつていないので、広報室に電話した。しばらく待たされて、「岡田です」という男性が出てきた。「刑事案件として立件されておらず、外務省の処分も発表されていなかつたから名前を書かなかつた。外務省が処分を発表したから実名を出した。刑事案件で身柄を拘束されていなければ実名を出さないというわけではない。いつも正確な報道のために実名が必要というわけではない」ということだった。なんとも分かりにくく説明

だ。「ファックスでの回答がすべてで、電話での私の発言は回答ではない」と最後に言つた。

報道機関の人間ほど、広報を通せなどと取材に条件を付けたり、記事にするのは困ると言つたりする職種はない。「こんな短時間で回答できるはずがない」などと言う幹部も多い。自分たちは電話一本で人に話を聞くのに、取材される側に回るとがらりと態度が変わる。

ところで、河野外相の会見の後、調査結果について三時間にわたつて詳しく説明したのは阿部知之外務省官房長だつた。この人こそ、一九九二年、ジャカルタの日本大使館で私を追放するためインドネシア軍に普シシュした張本人だ。当時は在インドネシア日本大使館の公使。彼の顔をテレビで見ながら当時のことを思いだした。

一月三十一日の毎日新聞は、「在外公館にも裏金」という見出しで、各国の日本大使館には機密費をブールした「スペシャルファンド」と呼ばれる裏金があり、大使が私的に流用するほか、接待費に使つていると報じた。閣僚「A」、国会議員や経済界の大物「B・B」、文化人やマスコミ関係者「C・C」などのランク分けをして接待していると書いてある。

機密費の一部を使つてゐるのが記者クラブだ。「日本大使館の犯罪」で書いたが、官邸や外務省のクラブの記者たちの中には、要人の海外出張の同行取材で、空の領収書を配つてもらつて、会社に請求してゐる不届き者がいる。また記者への多額の餞別や慶弔用費も機密費から出でてゐる。

私がジャカルタ支局長の時に、海部首相が来たが、政府の随行員と記者クラブの同行記者はホテル・ボロブドールに泊まつた。首相のASEAN訪問の最後だつたので、「打ち上げパーティー」が宴会場であつた。乾杯の音頭をとつたのが、官邸クラブの幹事社の読売新聞の官邸キャップだつた。「海部首相の歴訪の成功を……」とやつてゐた。お酒をつぐのは、日本航空のフライ特・アテンダントたちで、大使館の職員の妻たちは和服を着て要人のアテンドをしていた。こうした費用も機密費から出でていたのだろう。

官邸や外務省だけではなく、各省庁には報償費がある。記者クラブの接待費や慶弔費が含まれていないかどうかチエックすべきだろう。

何十億円という公金が、領収書も保管されず、幹部の知らないところで勝手に支出されていることに問題がある。海外での情報収集などは秘密に行われるべきだから、ある程度の非公開性はやむを得ないという見方があるが、平和憲法下でこうした諜報活動は不要だろう。もし機密にすべきだとしても、米国のように一定の期間を置いて開示されるべきだ。

## 五 高松・成人式妨害青年の実名

### 成人式で騒いだ青年は即実名

「週刊金曜日」二〇〇一年一月二六日号で山口正紀氏が、高松市の「成人式」にかかる「威力業務妨害」事件で逮捕された五人のうち成人四人が実名報道された問題を論じていて、二十歳をすぎた市民が捜査当局に逮捕されると自動的に名前、住所、職業などが報道される。共同通信は四人の住所を番地まで伝えている。外務省の松尾元室長の住所はほとんど出ていない。

朝日新聞などは識者談話で、元検察幹部の河上和雄弁護士らに、逮捕は当然と言わせている。

高松区検は二十二日、四人を略式起訴し、少年一人を高松家裁に送致した。四人は罰金二十万から三十万円を支払い、少年とともに釈放された。

罰金刑が決まったときには、多くの新聞が匿名報道に切り替えた。しかし、NHKは依然として実名、住所を報じた。

「フォーカス」は『2児のパパもいた 逮捕高松バカ成人の「顔』』というタイトルで、四人の顔写真を掲載。未成年の一人の顔写真には目線を入れて、「たった2カ月違いでひとりだけ顔を見せられないなんて、すごく不公平だし本人も残念に思つてることだろう」と書いた。週刊文春も家族関係などプライバシーを暴露した。

高松は私が高校卒業まで住んだふるさとだ。一月一四日に高松で講演があり、その翌日に高松でこの事件について調べた。

市役所の広報担当者は「逮捕まで行くとは思わなかつた」と述べたが、市長が告発したから逮捕に至つたのではない。なぜ告訴の罪名を威力業務妨害にしたのか、その根拠を知りたい。

増田市長は高松市のホームページにある「市長のひとりごと」（一月一五日）の中で、「行政が成人式をする時代は終わつたと思います」と書いている。若者たちの暴力行為をきっかけに成人式を見直すということであるのなら、彼らの「反乱」には意味があつたということになる。今年の成人式に騒動がなければ、来年も同じように式が行われるということになる。

増田市長は成人式の騒ぎの後、妨害した若者にその場で何も注意しなかつたのは「目立たがつてやつている」となので、挑発に乗ればかえつて面白がると思い、無視した（翌九日の朝日新聞）と言つていた。ところが一月九日夜、幹部ら六人の会合で告訴を決めたという。増田市長は二月一日放送のNHK「クローズアップ現代」のインタビューで、事件後のテレビ、新聞の論調と、電子メールの意見に影響されて告訴したと述べている。なんという主体性のない人なのだろうか。

市長は一月一六日付の「市長のひとりごと」では次のように書いている。

『マスコミは、早速、大学教授や評論家など、いわゆる識者と称される人々を通じて論評を加えてきました。贅否両論を併記するのはいいのですが、このような場合でも、その扱いがまったく対等というのは、釈然としませんでした。

ともあれ、圧倒的に多くの人々は、私のとった行動に賛意を示していました。

反対意見は、「告訴は短絡的で行き過ぎ」「大人気ない対応だ」「見せしめ、報復に過ぎない」「もつと若者たちの気持ちを理解すべき」といったものがありました。いちいち反論したい気持ちはありますが、それこそ大人気ないと思いましたのでいたしません。

ところで、このような若者たちの出現や行動には、さまざまな原因が考えられると思いますが、私は戦後五〇数年を経たこの私たちの社会の負の遺産、陰の部分、ひずみが遂に火を噴いてきたのだと思います。それだけに、事はクラッカーアイテムで終わらせてはならない大きな問題であると認識しております。戦後のいわゆる民主教育がこういつたところへ行き着いてきたとの思いもあります。

これから時代、私たち大人社会が反省し、改めていかなければならぬことは、あまりに多く、今回の事件がそのための一つの契機となることを心から願っております。

一月一日付けの産経新聞「産経抄」に「クラッカーアイテムを醸成したのは、戦後教育と進歩派マスコミと人権派たちなのだ」とありました。私たちは、戦後五〇数年間にわたって日本と日本人をスポイルしてきたある種の民主主義、正義、人権といったものを、今こそ冷静に見直し、検証しなければいけない時期を迎えているのではないかと、切に感じております。』

まるで石原慎太郎東京都知事の発言のようだ。増田市長は革新市政の脇元市長の後継者と聞いているが、常に民主主義、平和、人権を非難する産経新聞「産経抄」を無批判に引用し、まるで人権、民主主義に問題があるかのような記述をしている。

私は一月一九日に市長あてに電子メールを送った。

『増田市長のHP読ませてもらっています。成人式の騒ぎ、大変だったとお見舞い申し上げます。私は一月一五日に

広報課長らとお会いして話を聞きました。

一六日のH.P.で、増田市長がマスコミの半分が反市長だというのは事実に反します。圧倒的に五人が非難されています。さらしものです。

市長の言い分は二六日の朝日も含めて、同情的に報道されています。

また市長が書かれている以下の文章は問題が多いと思います。「一月一日付けの産経新聞「産経抄」に「クラッカ騒ぎを醸成したのは、戦後教育と進歩派マスコミと人権派たちなのだ」とありました。私たちは、戦後五〇数年間にわたって日本と日本人をスポイルしてきたある種の民主主義、正義、人権といったものを、今こそ冷静に見直し、検証しなければいけない時期を迎えているのではないかと、切に感じております。」

増田市長は脇さんの後継者と聞いています。「戦後教育と進歩派マスコミと人権派たち」「ある種の民主主義、正義、人権」に敵対するかのような立場を表明されたことに驚きます。国連の人権基準、憲法などを尊重する義務が市長にはあるはずです。

私は、同志社大学で新聞学を教えていました。高松出身です。戦後の民主主義教育、人権環境教育が不十分だったことこそが問題です。戦後の権力者が官僚制、企業本位でやしさのない社会をつくってきたことに問題があります。人権派が支配した時期など戦後史に一秒もないのです。自民党と財界が今の社会をつくってきたのです。

市長のこの言葉を英語に訳してみてください。人権を大切にする人々を「人権派」と呼び軽べつする社会や新聞は、他の先進国にはありません。

「産経抄」に「プロの人権屋」とか「加害者人権だけを擁護する」などと非難されてきた一研究者・ジャーナリストとして、市長のこのパラグラフは見過ごすことはできません。

人権や民主主義を大切にするよう五人も含め若い人に教育指導するのが公務員の仕事です。市長発言のこの部分を

撤回してください。』

謝罪文を一二日間も隠した市役所

」で重大な事実が、一月二一日の毎日新聞（大阪本社版）夕刊で報道された。同二三日の大阪本社統合版にも載つた。「妨害の四人に罰金」という見出し記事の末尾の段落にこう書いてあつた。

『一方、五人が告訴当日の一〇日、連名で市長あての謝罪文を出して、いたことも分かつた。同市秘書課によると、告訴の前に届いたが、「方針を既に決めており、司法の判断にゆだねたい」として告訴したという。』

高松市はそのことを公表せずに告訴したのだ。私が高松市の広報課長に取材したときにも、こういう事実は知らされなかつた。那覇など各地で騒いだ若者が市長らに謝罪して、ある種の和解がなされたという報道があつたが、高松の若者は一月一一日に出頭するまで、謝罪がなかつたと思われていた。こんな重大な事実をなぜ明らかにしなかつたかについて、高松市当局者は新聞記者たちに「聞かれなかつたから言わなかつた」と説明しているが、これは情報操作ではないか。

私が一月二日、氏部秘書課長に聞いたところ、謝罪文を連名で書いたのは六人。逮捕された五人のほかにもう一人いた。六人のうち一人とその父親が、一月一〇日午前一時ごろ、市役所の職員に手渡した。職員は父親の知り合いだつた。職員は午後一時ごろ、秘書課に届けた。社会教育課長らが高松北署に告訴状を提出したのは午後三時ごろだつた。増田市長と助役はその直前に謝罪文を受け取つてゐる。

また一月二〇日ごろに、五人のうちの一人の母親が市役所を訪れ、謝罪を表明したといふ。

増田市長は一月一〇日夕、告訴状の提出について記者クラブと約三〇分会見している。その中でもこの謝罪文について何も話さなかつた。秘書課長は次のように説明した。

「隠そつとうという意図は全くなかつた。記者の質問に答える形で会見はすすんだ。記者から聞かれなかつたので言わな

かつただけだ。一月二二日午前に、毎日新聞高知支局の記者から、高知では成人式で騒いだグループの四人が橋本知事を訪問して謝罪したが、高松ではどうかという取材があったので、そこで謝罪文のことと、母親の訪問について伝えた」。

一月二四日の四国新聞と一月二五日の産経新聞によると、五人のうちの一人が二三日午前、父親とともに知り合いの市職員を訪ね、増田市長への謝罪の意思を伝えた。この日は市長が出張していたため、職員が不在を告げると「(ご)迷惑を掛けましたと伝えてほしい」と伝言して帰つたという。また別の一人は二二日昼過ぎに、本人が書いた謝罪文を母親が持参。高松市秘書課を通じて市長に手渡した。文書には「酒を飲んで気が大きくなつて騒いだ。反省している」などと書かれていた。秘書課は同日夕方に増田市長に渡した。

四国新聞は一月二四日の記事の最後に、「また、五人は十日、連名で市長に当てた謝罪文を提出している」とさうりと書いている。

市長は五人にまだ会っていないという。会うべきではないかと思う。

氏部課長によると、増田市長は、私が一月二九日に送ったメールを読んでいるというが、市長から何の返事もない。

一社だけ匿名報道した毎日新聞

マスコミの中で四人を匿名報道したのは毎日新聞だけだった。適切な判断だったと思う。

関係者によると、毎日新聞高松支局の記者は他社と同じように実名で出稿したが、大阪本社編集局次長と地方部デスクの最終判断で、匿名になつたという。支局段階で匿名にするという話は全く出なかつたそうだ。大阪本社から匿名にするという連絡が入つた際は、直ちに同意したという。

毎日新聞大阪本社編集局に問い合わせたところ、森山三雄特別報道部長から一月二九日、ファクスで次のようない回答があつた。

《二》存知のとおり、毎日新聞の報道基準による「事件・事故報道における人名表記」は実名が原則であります。しかし、「微罪事件について報道する必要があり、実名を掲載すると過度の制裁になる場合は、匿名も選択できる」としております。何が微罪事件か、何が過度の制裁にあたるかは、ケースバイケース、その時々で判断することになっています。大阪本社編集局ではこの事件の報道につき、当日、以下のように判断した。

今回事件は、各地で見られた成人式での妨害行為に対する社会的非難が噴出する中、一罰百戒、スケープゴート的に逮捕まで踏み切った感じが強い。

行為 자체は度が過ぎた悪ふざけの印象であり、妨害した五人も反省して、出頭してきている。  
非難噴出の社会的状況の中で、新成人（一人は一九歳）になつたばかりの青年を実名で報道することは、青年達の将来を考えると、過度の制裁になる。

また、議論の過程で、「社会的に反響の大きい事件、ニュースであり、事件を正確に伝える報道機関の使命からも、実名原則を適用すべき」との意見もありました。)

毎日新聞社内では、その後、四人が起訴され、「有罪」となつたことで、異論もかなり出でているようだ。

毎日新聞は昨年一二月一九日に公表した「事件・事故報道における人名表記」の中で、「実名を掲載すると過度の制裁になる場合は、匿名も選択できる」との規定が効果を表したと言える。しかし、微罪事件ではなくても、過度の制裁になる場合は多いし、成人になつたばかりでなくとも「将来」は考慮されるべきだ。

毎日新聞の「人名基準」は「実名報道が原則」と規定した後、「特に、政治家・高級官僚・法曹・捜査関係者ら公的立場にある人物が、その職務に関する容疑で捜査対象になった場合は、実名扱いとする」と明記している。「匿名報道が原則」として、「特に」ではなく、「しかし」公人は顕名を原則とすると規定すればいい。  
「何が過度の制裁にあたるかは、ケースバイケース、その時々で判断する」というなら、凶悪事件も含めて、「容疑者

・被害者」は実名が原則という規定を捨てるべくであろう。まず匿名から出発して、記者とデスクが「ケースバイケース」で顕名にするかどうかを話し合うべきだ。

今回は微罪事件だから、大阪本社の判断で匿名になつたが、微罪事件でない場合も、常に被疑者・被害者を顕名報道するかどうかの議論があるべきなのだ。「警察が逮捕したら実名だ」では議論にならない。

日本テレビの報道部長は八四年末の「11PM」で、テレビに実名報道されると懲役五年ぐらいの刑罰に匹敵すると述べていた。被疑者は加害者と決まつていないので、捜査段階で「適度」であったとしても、制裁を与えること自体が誤っているのだが、被疑者は加害者と仮定しても、「過度の制裁」にあたらない実名報道はほとんどないだろう。

迷わず実名を書く記者たち

成人式の取材をした記者たちに聞いたが、「あの逮捕は新聞記者への傷害事件の取調のための別件逮捕なのに報道はそれを絶対書かない。警察に気をつかつていて。勾留がついたのもそのためだ」。

地元のある記者は、「逮捕されたら実名と決まつているから、記者は何の迷いもなく実名を書き、デスクもそのまま通した。議論もなく実名を書き、そのまま掲載された」と話した。四国新聞の編集局幹部は「少年などの例外を除き、逮捕されたら実名ということで、現場記者には絶対に匿名の選択はさせない。匿名でいいとなると今の若い記者は取材が甘くなる」と述べた。

朝日新聞は一九九〇年八月五日に、「編集局から」で、「微罪事件の被疑者や、単純な事件の被害者など実名を伝える必要性に比べて当事者に与える不利益が大きいケースは匿名にする」と表明。一部地方紙でも、微罪は匿名にという流れにあつた。オウム報道以降、これも吹っ飛んでしまつた。

若い記者たちの間では、八〇年代に、実名報道主義が問われて、オルタナティブな犯罪報道のあり方として、匿名報道主義やメディア責任制度が提唱されたことを知らない記者が多い。犯罪報道の犯罪性をよく知つてゐるデスクや中堅

記者は、会社が逮捕されたら実名という報道基準を変えていない以上、実名報道が人を傷つけていることを知りながら、日々の仕事をこなさざるを得ないのだ。

この事件で暴行を受けた新聞記者は、一般紙で社名と年齢は出たが、匿名になっている。メディア界の仲間が配慮したのだろう。一般刑事案件では、犯罪被害者は本人が希望しないかぎり、匿名を原則にすべきだと思う。

しかし被害を受けた記者の属する新聞社は、ほぼ本人と推定できる署名記事を、記者の意図に反しながらも二度に渡って掲載した。さらに日本テレビ系のワイドショー「ルックルックこんにちは」では顔は出なかつたものの、取材時の約束に反して、実名が流れた。この取材は新聞社の広報担当者を通して本人に取材があつたという。記者は新聞社に対し、文書で抗議するよう労組を通じて申し入れた。

新聞社はある意味で、自社の記者が被害に遭つたことを宣伝に使つたようなところがあるのではないか。被害を受けたのだから、加害者に怒りを抱いてほしいという意図が垣間見えて、いるような気がする。

「偶發的な暴力事件の被害に遭つた一マスコミ産業の会社員として、自社も含めた報道被害（程度としては微々たるものですが、本人には重大なことです）を経験した次第です。微罪の別件逮捕で大きく実名報道され、そのことが被害者としての私の不安をさらに大きくしているのも事実です」と記者は語っている。

新聞記者への傷害事件は次のような経過で起きた。被害に遭つた記者はクラッカー騒ぎの前から、地元の放送局のカメラパーソンと共に、会場の前方にいた。クラッカー騒ぎのときの写真はとっていないが、騒ぎの後の混乱はカメラに収めた。若者たちの中には「写真撮つたやろが」「写真を撮るなら了解をとれよ」と怒つた者もいれば、「撮らんかい」と言いながらピースサインを送つたグループもいた。

五人が市長にクラッカーを投げつけた後、若者たちのグループが会場の外のホールでいざこざを起こしていた。激しいけんかも始まつた。ワインや日本酒の瓶が散乱していた。他社の記者は現場から離れた。暴漢たちは一人残つてい

た新聞記者に「クラッカーの写真を撮つたろうが」とからんだ。「ノルムを出せ」と脅された。その瞬間十数人の輪の中に放り込まれた。頭部を強く殴られ、強度の近視の彼はメガネが飛ばされほとんど何も見えなくなつた。新聞記者は両手で頭を抱えていたが、猛然と蹴られ続け、ぼこぼこに殴られるなどの暴行を受けた。「殺されると思った」。記者は輪の中でうずくまつて、死の恐怖を感じていた。靴は見えたが、顔を見ていない。

医者で金治三日と診断された。

この事件はごつた返した群衆の面前で起きた。現場近くには市職員や「二十歳の献血」を行つていた赤十字の職員もいたのに、誰も記者を助けようともしなかつた。会場内には多数の市職員がいたはずだ。現場に戻ってきた記者仲間が110番通報した。

記者は「人を呼んで」と言つたが、誰も協力してはくれなかつた。加害者から逃れるようにして現場から自力でよろと去り、パトカーが到着したのでそこまで自力で行き、警官に事情を説明。その後、警官が別の場所に移動したため、記者は一人でパトカーの外で、お札参りを恐れ、おびえながら待つていた。

切れる若者も怖いが、犯罪を目撃しても知らん顔をしてしまう社会も怖い。

別の記者は「成人式だから暴れたというより、どこにもいる暴漢が成人式場でも騒いだということで、成人式のあり方が問われたという報道自体がおかしい」と指摘した。

ある地元記者はこう振り返る。

『少なくとも私は彼らの別件逮捕、実名報道には反対です。もっとも職場で匿名報道を主張しても相手にされないのでしょうが。私も実名報道に関わり被害を出してきました。その責任は免れないと思います。半ば機械的に書いてきた記事がいつたいどんな結果を招いたのか知る由もなく、想像する余裕もなく過酷な労働に追い立てられてきました。しかし、経営者の命令がなければわざわざ報道加害に加担したでしょうか。記者個人の良心や見解にかかわらず、意にそぐ

わないので記事を書かされ人を傷つけているのです。

今や、日本のマスコミ産業にジャーナリズムとして期待するものはきわめて少ないと感じます。私同様に、書きたくない記事を書かされて、やりたくない取材をやらされ、人を自分を傷つけて苦悩している会社員記者は全国にごまんといることでしょう。サラリーマン記者に「書かない自由」が保証されていないことがより本質的な問題ではないかと思います。労働条件すらめちゃくちゃなのですから……。匿名にしたい記事を上司が実名にかえた経験が私にも何度もあります。これは社員記者自身の精神衛生上もきわめてよくありません。

報道加害の前線にいる記者というのは、戦場に駆り出され、場合によつては洗脳され、人殺しを強いられる兵士みたいにならぬじやないかと思ひます。実名入りの事件報道を含め良心に反する記事は書きたくない。』

新聞記者にも「良心的兵役拒否」に似た権利を認めるべきではないか。良心に従つて書かないことを守るのが、新聞労連の「新聞人の良心宣言」であつたはずだ。

新聞、通信社の女性記者はまだ八%（七〇年前後は一%だった）で、最近の入社試験でも女性は一〇%前後だ。女性に対する明らかな就職差別がある。管理職の女性の比率は一%以下だ。朝日新聞は女性記者に、取材先でセクハラされるからという理由で、スカートやキュロット（脚が見えるという理由で）をはかせない時期があつた。夜遅く、一人住まいの警察や検察の幹部の住居に夜回りさせるのだから、性暴力の危険に毎日のようにならせてはいるようなものだ。

新聞はオジサン（妻はほとんど家庭にいる）がつくっている。男で、「有名大学」卒で、非「障害」者が紙面をつくなっている。ほとんどのメディアは採用時に、興信所を使って思想チェックを行つてはいる。労働時間が異常に長い。若い記者は睡眠時間三時間前後で、一昔前のたこ部屋みたいだ。一ヶ月の残業が三〇〇時間を超えることも珍しくない。タバコの煙が常に充満している職場も少なくない。

また在日外国人はメディアになかなか就職できない。大新聞、通信社は八〇年代後半まで、外国人をほとんど採用し

てこなかつた。N H K は九六年が初めてだつた。中国からの留学生が合格したが、N H K 人事部員は「日本国籍をとつてほしい」「中国籍の君がN H K ワシントン特派員になつたらやっこしいからだ」と迫つたといふ。

フランスでは編集方針に合わない記者は、次の勤務先を探すための資金をもらえる「良心の宣誓」が法律で認められている。「ル・モンド」では投票で社長を選ぶ。「女房・子供が病気でも、夜討ち朝駆けなんのその、男新聞記者は今日も行く」(故黒田清氏)などという古い感覚を捨てるべきだ。サン記者は女性にはできないというオジサンがいるが、今の非人間的な仕事は、「人間」にはできないのだ。

#### 社内議論を公開した聖教新聞

一月十六日付の「聖教新聞」は「横並び、速報競争など他山の石に『成人式で騒いだ若者の実名報道』」という見出しが次のように書いた。

『新世紀初の成人式は、各地で暴行騒ぎなどが相次ぎ、『学級崩壊』に比して『成人式崩壊』と話題になつた。高松市では、市長に向けてクラッカーを鳴らし、式典を妨害した五人が威力業務妨害の疑いで逮捕された。確かに僕若無人な振る舞いは度を越していた。

逮捕後、十九歳の一人を除いて実名、住所(町名)、職業などが一斉に報じられた。在京の主要全国紙でも、十二日付朝刊で匿名報道したのは毎日新聞だけ。本紙も検討の上で実名報道したが、編集局内には「彼らの行為と報道の影響とのバランスを考えると、匿名でもよかつたのではないか」という声もあつた。

この報道は、現在の「実名・匿名報道」基準の限界をあらわにしたといえよう。今後、どの程度の事件まで実名報道するのか、線引きは事実上困難だ。公人などを除いて原則匿名で報道する「匿名報道主義」の導入は有効な解決策の一つとなるう。

高松市の四人は、実名報道されたことにより、法的な償いを終えた後も世間の目にさらされ続ける。まさに社会的な

制裁になりかねない。彼らの家族が被る不利益も考えれば、代償は大きすぎるのではないか。

今回の報道を省みると、「悪いことをしたのだから叩かれて当然」、「成人になったのだから責任の重さを教えてやらねば」といった、上から見下すような視線はなかつただろうか。実は、マスコミ側のこの「目線の高さ」が、しばしば報道被害を引き起こす元凶になつてゐる。

「踏まれた痛みは、踏んだ人にはわからない」というが、視点が高すぎると「踏んだこと」すら気づかない。一人の記者は小さくとも、マスメディアという集合体はとてもない巨体を持っているのだ。踏みつぶされる側はたまらない。今回に限らず「実名報道は本当に必要なのか」と自問することは、高くなりがちなマスコミの視点を書かれる側の位置まで下げる。報道被害の予防にも役立つだろう。(落合克志記者)》

聖教新聞は時事通信から配信された記事をそのまま掲載しているが、配信された記事が眞実かどうかをチェックできない以上、匿名原則にすべきではないかという意見が出て、一月三一日から報道基準の見直しを始めた。

当事者になつてはいけない?

毎日新聞高松支局の久田宏記者が二月七日付で「記者の目」で『大反響に一変、「微罪」告訴 大人げなかつた大人側 成人式クラッカー事件』と次のように書いている。増田市長の姿勢を適切に批判したすばらしい記事である。

『各地で荒れた今年の成人式。中でも新成人が市長にクラッカーを鳴らした高松市は、橋本大一郎・高知県知事が一喝した高知市とともに繰り返し報道された。これをきっかけに成人式のあり方と絡めた現代の若者を巡る論議は、一ヵ月を経ようとする今も続いている。現場で取材した私は、多くの人が忘れているだろう新成人による山陽新聞記者への傷害事件は早く解決して厳しく処罰すべきだと思う。だが、クラッカーを鳴らした五人が逮捕され、うち四人が罰金刑を受けた展開には異論がある。迷惑行為をした五人の肩を持つ気はないが、「大人」の側の反応は、微罪に罰を与えることに固執した、感情的で實に大人げないものだつたと思う。一月八日に高松市の総合体育館であつた成人式では、開始直後から会場最前列で十数人の新成人が酒を飲み、やじを飛ばしていた。増田昌三市長が祝辞を述べ始めると、五人が駆け寄つてクラッカーを鳴らし、クラッカーのかすを投げ付けた。だが市職員はな

だめるだけで、強く制止したり退場させようとはしなかった。体育馆のロビーで起こった新成人同士のけんかや記者への暴行も、止める職員はいなかつた。暴行に危険を感じて10番通報をしたのは私だ。

増田市長は、終了直後の会場で取材した時、けんかや傷害事件をまだ知らなかつたとはい、『式は平穏に進んだ』と話した。クラッカーのことは問題にしていなかつたのだ。香川県警高松北署も傷害事件では、すぐ捜査を始めたものの、クラッカー事件の方は、市長が無視してあいさつを最後まで続けたため、捜査現場では当初、威力業務妨害に当たるのか否かについて、慎重な考えが主流だつた。

ところが、八日夜からテレビでクラッカーが鳴らされた瞬間の映像が繰り返し全国に流れると、鳴らした新成人に厳しく対応するようく、準備していた告訴状に謝罪文を添えて提出した。そして、市は告訴の記者発表では、なぜか謝罪文が出ていることを伏せた。

増田市長はその日の記者会見で、「彼らには言動に責任をとつてもらう必要がある。猛省を促したい」と述べた。一方で「全国的に報道され、地元出身者から大変な怒りや悲しみのメールを頂き、事の重大さにびっくりした」と、反響の大きさが告訴の理由の一つだつたことを認めた。

クラッカーを鳴らされた時に、その迷惑行為を無視した理由を、市長は「挑発に乗りたくなかった」と説明する。だが、後で「行政による告訴」という強硬手段をとつたのは「挑発に乗った」のではないのか。考へに一貫性がないと言わざるを得ない。

高松北署は一日、出頭した五人を逮捕した。五人は「式を盛り上げようと面白半分で騒いだが、大きく報道されて大変なことをしたと反省している」と話したという。一二日間の拘置の末、二〇歳の四人は三〇万～二〇万円の罰金刑を受け、一九歳の一人は家庭裁判所に送られて、ともに釈放された。

高松市の成人式に対する怒りの声が、これほどわき上がつたのは、各地の成人式で、新成人が私語をやめなかつたり、携帯電話をかけるなどマナーの悪さが問題になつていたことと、若者のマナーの悪さに対してもう対処すべきか、大人の側に議論があつたから

だ。

こうした状況の中で、テレビカメラの前で映像的に分かりやすいクラッカー事件が起き、鳴らした五人は怒りのターゲットになつた。記者への傷害は間違いなく刑事案件だが、クラッカー事件は刑事案件としては「微罪」だ。ところが、高松市が告訴を検討していると報じられると、市長に寄せられる電子メールはほぼすべてが、告訴し刑事罰を与えることを支持する内容になつた。若者に対する確かな将来を約束できないのが、現在の日本社会だ。だから、大人の側は若者を従わせようとして、安易に脅しや厳罰を求めてしまうのではないか。今回の事件は、明らかに「ワルさ」をし、立場の弱くなった五人が「とにかく处罚を」と強硬姿勢を示す人々の声で「見せしめ」にされたのだ。

繰り返すが、もちろん彼らがやったことは幼稚でばかばかしく、認められる行為ではない。だが、「大人」の側にも、迷惑な行為をしかり、立ち向かう意思や気迫が欠けていたのではないか。处罚に向かう流れの中に、何か「フェア」でない、危険なおいをかいだ気がする。』

この記事では、逮捕された五人が市長の告訴前に謝罪文を出していたことを伏せた経緯を伝え、「どこが氏名不詳なのか。市側は五人に直接対応することなく、準備していた告訴状に謝罪文を添えて提出した。そして、市は告訴の記者発表では、なぜか謝罪文が出ていることを伏せた」と指摘した。

市長は五人（実際は六人）から出された謝罪文を本人たちの了解もなしに警察に提供したのだ。市の広報公聴課長も秘書課長も、市長が謝罪文を警察に出したことは私のインタビューでも言わなかつた。私が聞かなかつたからだろうか。しかも「氏名不詳」で告訴した。

この「記者の目」を読んだ毎日新聞大阪本社の編集局幹部は「こんな事実があつたのか」と驚いたという。

一月二六日に行われた市長の定例会見で、一部の記者が謝罪文の提出の事実を伏せていた問題を追及したが、市長は「告訴の方針を既に決めていた」としか説明しなかつた。

市当局が謝罪文提出を伏せていて、見出しを立ててきちんと報道したのは毎日新聞と読売新聞だけだという。

久田氏が110番したことについて、一部の記者は「新聞記者は当事者になつてはいけないんだ」と非難しているとう。新聞以外の事業に幅広く手を出したりする新聞も多い。高校野球やワールドカップの当事者になつたり、大学入試問題に一番よく出題されるなどと宣伝している新聞社にそういう資格があるのだろうか。目の前で市民の人権が侵されているとき、助けるのは当然の義務だろう。記者である前に人間なのだ。「当事者」云々はマンガだ。

#### 社内基準を公表もせず回答拒否する朝日新聞

高松市の成人式騒動に関する報道について、私は二〇〇一年一月一六日、吉川幸男・朝日新聞高松支局長にファックスで次のような質問書を送った。朝日新聞「報道と人権委員会」事務局長の佐藤公正氏にも参考に送った。翌日届いた「回答」はたつたの三行だった。見落とさず読んでほしい。朝日新聞幹部の体質がよく分かる。

二〇〇〇年一月八日に行われた高松市の「成人式」にかかる「威力業務妨害」事件で逮捕された五人のうち成人四人が、毎日新聞を除いて、逮捕直後から実名報道されたことと、増田市長との間の姿勢に関する報道について疑問に思つており、質問させていただきます。

#### 1 四人を実名報道する必要があつたのでしょうか。

朝日新聞は一九九〇年八月五日に、「微罪事件の被疑者や、単純な事件の被害者など実名を伝える必要性に比べて当事者に与える不利益が大きいケースは匿名にする」と表明しています。一部地方紙でも、微罪は匿名にという流れになりました。

今回のケースは微罪にあたると思われます。また警察の身柄拘束があれば実名にするという社内基準の例外としてもよつかたのではないですか。いかがでしょうか。

#### 2 一月二二日に罰金刑が決まった際に、四人の姓名が出ていなかつたと思いますが、なぜでしょうか。

3 貴社のHPの検索で入手できる電子データに四人の姓名が今も流れていると思いますが、これを削除するお考え

はありませんか。

4 この事件で暴行を受けた新聞記者は年齢は出ていますが、匿名になつてているのはなぜでしょうか。一般的の事件では被害者も実名が原則で、不公平ではないでしょうか。（匿名が悪いと言つてはいるではありません）

5 四人の逮捕、勾留は、見せしめの意味のほかに、新聞記者への傷害事件の取調のための別件逮捕だったという見方があります。貴社はこうした問題についてほとんど報道していないように思われます。それはなぜでしょうか。

6 一月二三日の毎日新聞（大阪本社統合版）で報道された「妨害の四人に罰金」という見出し記事の末尾の段落にこう書いてありました。

『一方、五人が告訴当日の一〇日、連名で市長あての謝罪文を出していたことも分かった。同市秘書課によると、告訴の前に届いたが、「方針を既に決めており、司法の判断にゆだねたい」として告訴したといふ。』

私が二月一日、氏部秘書課長に聞いたところ、謝罪文を連名で書いたのは六人で逮捕された五人のほかにもう一人いたということです。毎日新聞高松支局の久田宏記者は二月七日付「記者の目」で『大反響に一変、「微罪」告訴大人げなかつた大人側』と題して、逮捕された五人が市長の告訴前に謝罪文を出していたことを伏せた経緯を伝え、「どこが氏名不詳なのか。市側は五人に直接対応することなく、準備していた告訴状に謝罪文を添えて提出した。そして、市は告訴の記者発表では、なぜか謝罪文が出ていくことを伏せた」と指摘しています。市長は謝罪文を本人たちの了解もなしに警察に提供したのでしょうか。しかも「氏名不詳」で告訴したのです。

一月二六日に行われた市長の定例会見でも、一部の記者が謝罪文の提出の事実を伏せていた問題を追及しましたが、市長は「告訴の方針を既に決めていた」としか説明しなかつたということです。

市当局が謝罪文提出を伏せていましたのは毎日新聞と読売新聞だけだということですが、貴社は報道

していないのでしょうか。もしそうであれば、それはなぜでしょうか。

7 (6の質問で謝罪文のこと)を報じていない場合) 高松市以外の自治体の成人式騒動では、問題を起こした若者が謝罪し、首長らと話し合いで一定の解決をしたのに、高松のクラッカー騒ぎの人たちは名乗り出なかつたということで、市長の告訴や警察検察の強制捜査を支持する世論ができてゐるに思われます。市当局が一二日間も謝罪文の存在を伏せていたことを「ニュース」にしない理由をお聞かせください。

8 増田市長は一月一六日付の市のHP「市長のひとりごと」で、一月一日付けの産経新聞「産経抄」を引用して、「私たちは、戦後五〇数年間にわたつて日本と日本人をスパイとしてきたある種の民主主義、正義、人権といつたものを、今こそ冷静に見直し、検証しなければいけない時期を迎えてゐるのではないか」と、切に感じております」と書いています。

このことを報道していますか。していなければ、それはなぜでしょうか。

9 貴社を含む日本の主要な報道機関は、政府の機密費を流用した疑いを持たれてゐる外務省の松尾克俊・元要人外国訪問支援室長の名前を約二〇日間伏せていました。一月二五日夕刊から松尾氏の姓名と顔写真を報道しています。

貴社は一月六日に「外交機密費流用か 一時は預金一億円に」と初めて報道。その後、一七本の記事を出しましましたが、ずっと名前を伏せていました。一月二五日朝刊では「業務上横領の疑いで警視庁に告発する」とまで書いているのに名前がなかつた。一般刑事案件で「正確な事実の報道」「権力チェックのために実名が不可欠」というメディアが、馬やマンションを税金で買つたことが判明しているのに、姓名を書かないのは全く理解に苦しむところです。

朝日新聞はかつて、神奈川県警の公安警察による共産党緒方国際部長宅盗聴の実行犯を、警察庁が認めるまで匿

名にしていたことがあります。「警察が逮捕していないから匿名」「逮捕されれば実名」という説明では市民は納得できません。四国新聞には、なぜ室長は匿名なのかという読者からの問い合わせがあつたと聞いています。貴社ではいかがでしようか。高松の成人になつたばかりの四人の氏名の扱いとの関係でお答えください。

以上九つの質問をさせていただきます。高松で一八日に開かれる集会との関係で、一月一七日夕方までに回答ください。私がお電話でお聞きするという形でも結構です。急なお願いで申し訳ありません。文書の場合は、回答に回答者の役職名、姓名を、明記してください。公表の際、匿名を希望される場合は、そうさせていただきます。』

この質問書とともに、増田市長が一月一六日付の市のホームページ「市長のひとりごと」に書いた人権、民主主義に問題があるかのような記述を引用し、私の見解を伝えた。

吉川支局長は二月一七日午後五時半、ファクスで次のような回答をしてきた。

『ファクスでいただいたご質問にお答えします。

高松市の成人式などの報道につきましては、社内基準に基づいて総合的に判断をしています。  
よろしくお願ひします。』

#### 謝罪文提出を黙殺し続ける朝日新聞

「荒れた成人式」の象徴として全国的にクローズアップされた高松市の「事件」にかかる一連の経緯に高松市民は驚くと同時に、不可解さと後味の悪さを残した。市当局の対応は適切なものだったのか、新聞・雑誌・放送などメディアの報道に人権上の問題はなかつたのかといった、市や報道の主体性への疑問がぬぐいきれない。そこで、行政や報道に携わる人たちや多くの若い人たちにも参加してもらい、これまでの情報を整理し、問題の検証と今後の課題を、広く一般市民と共に考ようという「シンポジウム クローズアップ、高松市成人式～市の対応とマスコミ報道の検証～」が

二月一八日（日）午後、香川県社会福祉総合センターで開かれた。

パネリストは生田暉雄弁護士（元大阪高裁判事）、「若者代表」植田真紀さんと私の三人。コーディネーターはフリー ジャーナリストの砂古口早苗さん。主催は高松市成人式を考える市民の会で、「歴史は消せない！ みんなの会」「女性を議会に！ みんなと政治をつなぐ会」「香川・P.T.A問題不ットワーク」、真宗大谷派、讃州寺子屋、死刑廃止・四国 フォーラム高松、「神戸事件・少年Aの力になりたい会」などが協賛した。

この集会には約七〇人が参加した。来年成人式を迎える市民や元議員らが活発に議論した。「市が五人の謝罪文提出を伏せたことを知らなかつた」という声が相次ぎ、市の対応の悪さを批判する意見が相次いだ。集会でとつたアンケート調査では、告訴すべきでなかつたという意見がほとんどだつた。

次の日の新聞各紙を比較してみた。

毎日新聞香川版は野上哲記者の署名記事で、《シンポジウム「クローズアップ・高松市成人式」 市の告訴や報道に批判》といふ見出しで次のように書いた。

《先月一〇日、騒いだ新成人が連名で増田昌三市長に謝罪文を出したのに市がそのまま告訴したことについて、浅野氏は「市は告訴時の記者会見で謝罪文の存在を明かさず、若者を警察の手に渡した。市民に『謝罪させしらない若者』と思いつめられた」と批判。「微罪」なのに実名報道を続けたマスコミによる報道被害も指摘し、「週刊誌は家族のことまで書いた。こんな報道は市民に何のメリットがあるのか」と批判した。

生田氏は、事件は威力業務妨害より軽い軽犯罪法違反（儀式妨害など）を適用すべきだとし、「逃亡の恐れのない新成人を捜査機関が逮捕し、一〇日間も拘置した。許可した裁判所も厳罰ムードに流された」と司法手続きの問題点も指摘した。

若者からは新成人の行動を批判しながら大人側の対応にも疑問の声が出た。『若者代表』パネリストの植田真紀さん（二五）は「増田市長は『先輩』として新成人に向き合っていない。大人になれと言ふが今の政治家たちは大人なのか。大人とは自らの価値観を持つ人。日本全体が子供なのでは」と話し、若者を処罰したこと足りりとする風潮に疑問を呈した。一九歳の女性は「事件は同世代と

してすごく恥ずかしい。だが謝罪を無視した市長の対応は人間としてとても冷たく感じた」と話した。』

このように集会では市長らが、五人による告訴前の謝罪文提出を隠していたことが大問題として議論されたのに、朝日新聞と四国新聞にはそのことが全くふれられていなかつた。集会参加者のほとんどが、この謝罪文のことを知らなかつた。

朝日新聞は謝罪文のことを一字も報道していないので、この集会を機に報じるのではという見方もあるたが、謝罪文のことはなかつたことにしてしまつた。朝日は、私の「クラッカーをならした五人に責任はあるが、一方で行きすぎた制裁がなかつたかと考えないといけない」というコメントと、弁護士の生田暉雄さんの「事前に注意するなど、適正な手続きを経ていい告訴だつた。マスコミが騒ぎ、ムードに流されていた」という指摘、さらに若者代表の植田真紀さんの「大人の先輩である市長が、どうして若者と向き合えないのか」という発言を掲載。『会場からは、来年度に成人を迎える女性が「市長の対応は冷たい。来年は、大人につくつてもらう成人式でなく、私たちでつくる成人式をやりたい』と発言し、大きな拍手を誘つた。』と結んだ。

四国新聞は私の発言を『「高松市の成人式は、たまたま映像がとらえていたこともあり、センセーショナルに描かれた」と報道に疑問を投げ掛けた。さらに「未成年者を除く四人を大半のマスコミが実名報道したが、その必要はなかつた。被疑者段階であり、国際的にみても問題」と主張した。』と紹介した後、次のように書いた。

『生田さんは事件が威力業務妨害罪や逮捕、拘置に当たるかを検証。「正式の裁判をやつていたら威力業務妨害罪が成立したか疑問。軽犯罪法違反が妥当ではないか」と述べた。

二十五歳の植田さんは「新成人を一方的に非難する報道に危険性を感じた」とした上で、「大きな問題提起となつた今回の成人式を契機に、今後どんな成人式をすればいいのか、若者が考えていくことが大切」と話した。』

二〇〇一年一月八日に高松市が主催した成人式で市長にクラッカーを投げたとして逮捕された五人のうち一九歳の少

年について、高松家裁は「一月二七日、「反省している」などとして不処分の決定をした。家裁の判断は妥当だと思う。

### 朝日新聞にも当事者の苦情届かず

一月二三日の朝日新聞によると、元日付で発足した朝日新聞社の「報道と人権委員会」の第一回定例会が二二日午後、東京・築地の東京本社で開かれた。大野正男元最高裁判事（七三）、浜田純一東大大学院教授（五〇）、原寿雄元共同通信編集主幹（七五）の三委員が人権にかかる報道のあり方などについて論議した。

委員会では、発足後これまでに届いた三六通の手紙の内容について佐藤公正事務局長から説明があり、「今回審理の対象となる事例のないことが確認された」という。

その他の読者の意見や苦情への対応については広報室が報告。続いて、(1)最近の裁判や事件における少年や公人の実名・匿名報道のあり方、(2)国が関与する「人権救済機関」設置の問題点、(3)当委員会の役割、などをテーマに各委員が自由に意見を交わした。次回の定例会は四月にある。

三六通の手紙の中に私が送った質問書二通も入っているのだろうか。

箱島信一朝日新聞社長が会合に先立つて、「独立の第三者の目で記事の是非を判断して頂きたい。問題の解決に当たって透明性、公平性が一層確保されるので、読者の信頼も高まると思う」とあいさつし、報道機関が自主的、自律的に人権救済に取り組む意義を強調したというのだが、朝日新聞に書かれた市民が一人も苦情を申し立てていないというのは、この委員会が何の力もない「書かれる市民」のためにつくられていないという証明だろう。

朝日新聞に実名報道された高松市の五人の若者が、この委員会に相談さえできないと思う。「逮捕されたら実名」というルールを支持している委員が三人のうち二人を占めているし、事務局長は社会部出身者である。ある大学生が昨年末、酒を飲んでトラブルとなり警察に緊急逮捕されたが、朝日新聞と毎日新聞が地方版で大学名、住所入りで実名報道した。二日後に釈放され、一ヵ月半後に不起訴となつたが釈放と不起訴は全く報道されていない。

二人の実名は両社のデータベースに保存されている。実名報道は全く必要ない事件だと思うが、学生は泣き寝入りしている。

各社の現在の苦情対応機関が市民の信頼を勝ち取るのは無理ではないだろうか。

## おわりに

前号の拙稿を読んだある市民からこんなメールが届いた。本人の了解を得て紹介したい。

『法務省の人権擁護推進審議会がすすめる「人権救済機関』に関する日弁連も、提言に条件付きで賛成することになった。報道関係者のコメントなどを見る限り、事態が極めて深刻であるという認識が欠落しているよう思えてならない。

浅野先生たちの提案した「メディア責任制度」の実現どころか、小手先の改革だけでお茶を濁そうとしているようにも見えるが、このままの状態では「権力」による「介入」を阻止することは困難だろう。』

日本の新聞界も「報道被害」という言葉を普通に使うようになった。朝日新聞の苦情対応組織の名前は「報道と人権委員会」である。私の第一作『犯罪報道の犯罪』が出版された八四年ごろには、考えられないことであった。「これは人権と報道・連絡会などの運動の成果でもある」と甲山事件の元被告人、山田悦子さんは語っている。それだけマスメディアの振るまいが悪くなっているとも言えるであろう。筑紫哲也氏は一月一五日「青少年社会環境対策基本法」に反対するテレビ・キャスターの声明を発表した際、「政治によるメディア規制の動きは常にあること。ただ、最近はマスメディアへの嫌悪感を待つ人が多く、マスクミ志望の学生にもある。だから法案が成立するかもしれないという危機感がある」と発言している。報道界は問題の深刻さを熟知しながらも、実名報道主義と「各社での対応」という

因習から脱することをせずに、ただただ「表現の自由」をおうむ返しするだけである。

「表現の自由」とは「権力からの表現の自由」のはずだ。報道界は権力によるメディアに対する法規制を、本気で危険だと感じているのだろうか。元朝日新聞記者の本郷美則氏が『新聞があぶない』（文藝春秋、二〇〇〇年一二月）で書いているように、新聞社は各種の公的規制のもとで特権を享受している。森喜朗首相の「神の国」発言での記者会見の前日に、記者仲間の追及をどうかわすかの「指南書」を首相に宛てて書いた記者がいたのに、官邸記者会と新聞協会は何もしなかった。権力が提供する記者クラブ室を不法に独占している日本新聞協会加盟のメディア企業は、そもそも「権力」の一部になつていてから、権力からの規制に鈍感なのではないだろうか。<sup>(4)</sup>

メディアに対する法規制を本気で怖いと思つていれば、各社の苦情機関設置などでこの危機を乗り切れるはずがないことぐらい分かると思う。報道界は本当にあぶない。<sup>(5)</sup>

読売新聞は朝日、毎日がつくったような委員会をまだ設置していない。読売新聞は社内の報道基準を単行本として出版するなど独自の取り組みを開拓してきており、メディア責任制度の確立に向けて日弁連や日本マス・コミュニケーション学会などと協力してほしいと思う。

日本に報道評議会を設置する議論の中で、私が最も不適切だと思うのは、「あのナベツネが会長を務める新聞協会が報道評議会をつくるのは危険だ」という言説である。こうした言い方は渡辺恒雄読売新聞社長を、中曾根康弘元首相に近く、憲法改悪を目論む超タカ派の言論人とみなす、「左翼・リベラル派」の法律家や文化人からなされている。渡辺恒雄読売新聞社長のことを、公的な場でカタカナを使ってそう呼ぶことにも違和感があるが、新聞協会会長は主要新聞社の持ち回りで就任しており、渡辺氏が権力をつかつてポストを得たわけでは全くない。前会長は毎日新聞の社長だった。そういうことを知らない人たちには、こうした主張を信じてしまうのだ。人権と報道の問題を考えるときに、こうしたイデオロギー論争は無意味だし、有害でもある。

左翼・リベラル派の文化人の多くが高く評価する「放送と人権等権利に関する委員会機構」(B.R.O.)は、渡辺氏に近い氏家齊一郎日本民間放送連盟会長（日本テレビ放送網社長社長）の強力なイニシアティブで開設された。氏家氏は権力によるメディア規制の動きに毅然として反対している。

渡辺会長は一〇〇〇年六月に日本新聞協会会长があたらしい新聞倫理綱領を制定した際、次のような談話を発表している。

『旧新聞倫理綱領は、占領下にありながら新聞界の諸先輩が情熱を傾けて制定し、これを実践する団体として新聞協会が設立された。それから半世紀余、社会・メディア状況が激変するなかで、旧綱領に込められた基本精神を継承しつつ、本日、二十一世紀にふさわしい新しい新聞倫理綱領を制定した。新聞の責務は、正確・公正な記事と責任ある論評によって公共的・文化的使命を果たすことにあり、新綱領のもと、新聞協会定款の「目的」の第一に掲げられている「全国新聞・通信・放送の倫理水準の向上」のために、いつそう努力していきたい』。

こうした崇高な倫理綱領を日々の取材・報道で実践し、市民の信頼を勝ち取るには、メディア責任制度の設置が不可欠である。渡辺会長が日本報道評議会設置に強いリーダーシップを發揮するよう一研究者として心から願う。

注

(一) 日本弁護士連合会（久保井一匡会長）は一〇〇一年一月一九日 人権擁護推進審議会（塩野宏会長）に対し、「人権救済制度の在り方に關する中間取りまとめ」に対する意見書を提出した。その中で「第4 メディアによる人権侵害」で、次のような意見を述べている。

△<sup>1</sup> 自主的第三者機関と優先管轄権

メディアの取材や報道等による人権侵害については、「報道評議会」などの独立した第三者機関や社内オンブズマンなどを自主的に設置し、報道の自由を守りつつ、報道被害の救済の実現をはかることがのぞましい。当会は一九九九年一〇月一五

日人権大会においてこの旨決議して、この自主的第三者機関の設置を求めていた。

この自主的第三者機関が設置され、かつこれが簡易迅速かつ実効的な救済機能を有している場合には、この機関の優先管轄權を認め、この機関の先議に對してなお被害者が不服である場合に人権機関が取り扱うことができるとするべきである。

## 2 対象の限定

過剰な取材による人権侵害、報道による名誉プライバシー侵害は、対象を限定せず広く積極的救済の対象とすべきである。但し政治家や高級官僚等に対する名誉プライバシー侵害は、公益性を尊重し、対象から除外すべきである。

この過剰な取材、名誉プライバシー侵害の判断は、取材活動や報道内容などの外形からなされるべきである。誤報など取材内容の信用性の評価が問題となるような場合は、人権機関が報道内容の真偽や取材内容等についての調査を行なうことは、表現の自由、報道の自由との關係で相当でなく、人権機関はその評価の当否の判断を行うべきではない。

## 3 調査権限など

当然のことながら検閲はおこなつてはならない。メディアに対しても人権機関の調査権限を法律で認めるべきである。しかし報道の自由の保障の觀点から、取材源及び未公開の取材内容についての提出命令、開示命令、陳述命令などは認めるべきではない。また調査協力義務違反に對しては公表以外の制裁が科されるべきではない。』

### (2) 報道機関の役割と自主努力を評価せよ

日本新聞協会意見書は、(2) 報道機関の役割と自主努力を評価せよで次のように書いている。

『日本新聞協会が一九九九年二月に行われた人権擁護推進審議会の意見聴取に對して説明したように、人々の生存・自由・幸福追求の権利、すなわち人権を守ることは、新聞・通信をはじめ報道に携わる者にとっての基本である。新聞・通信各社は、人権尊重の理念に従つて差別や虐待、公権力による抑圧などの人権侵害行為を明らかにし、その是正に貢献してきた。人権意識の定着・高揚などの面で重要な役割を果たしてきた報道機関の役割とその成果は、正當に評価されるべきである。

もちろん、人権は尊重されるべきであり、プライバシーへの配慮も、新聞倫理綱領でうたっているところである。しかしながら、「プライバシー侵害や過剰な取材等」について、「積極的な救済」の名の下に人権救済機関が取材段階から関与することになれば、取材活動そのものへの委縮効果をもたらすことにもなりかねない。

これまで、時として「報道による人権侵害」が問題とされたことも事実であるが、報道にも一段と高い水準の人権意識が求められる中で、日本新聞協会の加盟各社は、日々の取材・報道、読者への対応の上で工夫をこらし、人権の

尊重に最大限の配慮を傾けてきた。

例えば、被疑者の呼び捨てをやめて「容疑者」呼称を付けたのをはじめ、取材・報道の自主基準の見直しを進め、独自のきめ細かな取材・報道指針を作るなどして、基準をより厳格に運用するようになった。また、読者からの苦情や問い合わせに対応する部署を設けたり、新聞制作に当たって読者の視点ができるだけ取り込むなど、さまざまな社内システムをつくり、日々の取材・報道を検証している。こうした取り組みの詳細は、別紙に記載した通りである。

日本新聞協会は二〇〇〇年六月二一日、一九四六年に制定された「新聞倫理綱領」を五四年ぶりに改定した。「自由と責任」の項では、「(表現の自由)行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう、十分に配慮しなければならない」と自戒するとともに、「人権の尊重」の項を新たに設け、「人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名誉を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる」と明記している。

新聞・通信各社は、こうした考え方の下で、今後とも、先に述べたような人権尊重の取り組みをより前進させていくべく、検討を続けている。「報道による人権侵害」を問題にする場合、このような自主努力も十分に認識すべきである。

また《別紙》新聞・通信各社の人権問題への対応の事例として次のようく書いてある。  
《ここ》一〇年前後で各社にほぼ共通した取り組み、改革の動きは以下の通りだが、さらに独自の取り組みを進めている加盟社がある。

- ▽自主基準、報道姿勢
  - ・事件被疑者の呼び捨てをやめ、「容疑者」呼称を採用
  - ・事件被疑者の連行写真や事件関係者の顔写真の掲載を抑制
  - ・事件被害者的人権を考慮した取材・報道の徹底
  - ・犯罪被害者的人権問題のキャンペーン的報道
  - ・事件関係者の居住地の特定を避けるため、記事中の住所表記から「番地枝番」を削除
  - ・事件関係者の、事件と直接関係のないプライバシーの報道抑制
  - ・事件被疑者の「言い分報道」の増加
  - ・事件報道の実名主義を原則としながらも、事件の態様や事件関係者のプライバシーなどに配慮し、ケースによって「匿名

## 報道」を実施

・捜査段階の記事は、捜査当局の発表部分を明示すると同時に、捜査当局・記者の見方の部分と区別した上で、全体に断定的な表現は使わない

### ▽紙面の検証、記者研修など

・「記事審査委員会」や「記事審査部」などの紙面審査機構を設置し、日々の紙面をあらゆる角度から検証し、取材・報道の在り方についても、問題提起している

### 識者や読者ら第三者による紙面モニター制度の導入

### 人権問題をテーマにした記者研修の強化

### 記者の取材・報道の指針をまとめた「手引き」「基準集」などの作成

### ▽読者への対応

・読者の紙面に関する苦情、意見、指摘を受け付ける窓口として、「読者応答センター」「広報室」などを常設し、誤報や人権侵害の疑いが指摘された場合、直ちに編集部門に連絡し、取材・記事化の検証をした上で、速やかに「おわび」「訂正」などの救済措置を取る

・重大な人権侵害や誤報があつた場合、法務部・室との協議の上、新聞社として謝罪し、場合によっては誤報や人権侵害に至った問題点を検証する記事を掲載するなどして、被害者の名譽回復を図っている  
・報道による人権侵害や誤報があつたかどうか、当事者の認識、見解が一致しない場合、最終的に司法判断を仰ぐこともある。』

(3) 一九六年六月九日、金沢学院大学で開かれた日本マス・コミュニケーション学会のワークショップで「日本報道評議会試案」を発表した。この試案は本誌五六号、浅野健一・山口正紀編『無責任なマスメディア』(現代人文社)などに載っている。  
(4) 内閣記者会(官邸クラブ)コピー機のそばに落ちていた首相祝明会見の「指南書」の筆者は、NHKの官邸サブキャップとみられる。彼はこの「事件」の直後に外務省記者クラブ(通称、霞くらぶ)に移った。

指南書には、「総理の「から『事実上の撤回』とマスコミが報道するような発言が必要」「いろいろな角度から追及されるとと思うが、準備した言い回しの繰り返し、質問をばぐらかす言い方で切り抜けるしかない」などと助言している。「民放の連中」という表現もあり、使用したワープロの機種などから、NHKの関係者とみられていた。

一部記者がNHKのサブキャップ本人に夜回り取材したところ、「自分より読売の〇〇記者らの方が森首相とともに親しい」などと弁明したが、彼が書いたのではないかという質問に強く否認はしなかつた。NHKの官邸キャップも同様だつたといふ。

当初、クラブ内では怪文書だとか、個人の問題だという「反発」があつたようだが、他メディアが報道し始めたため、クラブでも対応策を協議することになった。内閣記者会、そして日本新聞協会は、事実関係を調査し、市民に真相を明らかにすべきだと思う。そうしなければ、日本の報道機関は警察や外務省以下ということになる。

私は、二〇〇〇年六月五日に内閣記者会に対して質問書を送った。六月八日、内閣記者会幹事社（共同通信・東京新聞）から以下の回答が、電子メールであつた。

『文書』には筆者の記入はなく、現在（六月八日）、筆者を名乗る人物も現れていません。

『文書』の内容は「指摘の通り、記者の本分を大きく逸脱したものであることは、間違ひありません。

内閣記者会に加盟しない雑誌などからいくつかの問い合わせがあつたため、記者会の代表者には、問い合わせ状況を報告するとともに、西日本新聞からも報告を受けました。その結果、記者のモラルの問題であり、各社ごとに対応することが妥当ということとなり、記者会全体としての対応の集約はしませんでした。このため内閣記者会としての対応はありません。

内閣記者会幹事社（共同通信・東京新聞）

内閣記者会は、「記者のモラルの問題であり、各社ごとにに対応することが妥当」という形で逃げた。これでは、記者クラブが人民の知る権利を代行するという看板は下ろして、官邸近くの貸しビルにクラブ室を移してもらうしかない。こういうクラブには税金を一円も使ってほしくない。

内閣記者会は、この問題をうやむやにせず、この文書が森首相の手に渡つたのかどうかなど、真相を明らかにしてほしいと重ねて要望したが、内閣記者会、日本新聞協会は何もしなかつた。内閣記者会は国有財産の一角を不法に占有しているのであり、即時解散すべきであろう。

二月十九日付の毎日新聞などによると、ハワイ沖で米原潜に衝突されて沈没した愛媛県立宇和島水産高校の「えひめ丸」実習生（一七）の父親が二月一八日、宇和島市役所で記者会見し、「私は芸能人でも有名人でもない。カメラやフラッシュが、どんなにストレスになるか分からぬのだろうか。怒りを覚える。これはハワイにいる家族全員の気持ちだ」と無神経な取材について批判した。

事故で鎖骨を骨折し、帰国した機関員の一人は、松山空港に着いた際、報道陣に揉まれて報道機関の機材が当たり、負傷が悪化した。機関員は二日宇和島市内の病院で手術を受けた。

宇和島水産高校校長は二月一八日、「節度ある取材をお願いしたい」と口頭で報道各社に申し入れた。水産高校の受付には、「報道関係各社へのお願い」が張り出されている。東京や大阪から記者やワイドショー・リポーターらが大挙して押し掛けて、生徒や教職員を困らせている。

人権と報道関西の会編『マスコミがやつてきた！取材・報道被害から子ども・地域を守る』（現代人文社、発売・大学図書、二〇〇一年一月）で詳しく書かれた取材・報道被害がまた繰り替えられている。

ところが、ほとんどの有力メディアが宇和島での報道批判を全国ニュースとして報じていない。私の見るかぎり、単独の記事として報道したのは、『《節度ある取材》を要請』という二段見出しで報じた毎日新聞大阪本社だけだった。地元の愛媛新聞は、父親の報道批判を会見記事の末尾で報じただけだった。

大マスコミは米軍以下ではないかと思う。集団としての取材の暴力が社会問題化する中で、政府与党は犯罪被害者に対する加熱取材を、人権侵害として法規制する方針を打ち出しているのに、報道による被害の実態を自ら検証しようともしないからだ。

市民の側の人権意識の高まりを示す出来事が二〇〇〇年一月にあった。同月二十四日の新聞報道によると、オーストリアのアルプスで起きたケーブルカー火災で、それまでに死亡が確認された日本人九人のうち二人は、遺族の要望で氏名が公表されなかつた。遺族が在オーストラリア日本大使館に、公表しないように強く要請したためだという。遺族が報道界にではなく官庁に、匿名発表するよう強く要請したこと留意したい。

「個人情報を管理する権利はその当の本人にある」。これは資料で潮見憲三郎氏が指摘しているように、経済協力機構（OECD）などの「個人データ・ガイドライン案」などに明記されている考え方である。とりわけ、事件・事故の被害者には匿名の権利があり、そつとしておいてもらうプライバシーの権利があるはずだ。

事件や事故の被害者の匿名原則導入と、被害者の取材を抑制する仕組みの確立ぐらいはすぐにできるはずだ。もちろん公人の場合は顔名報道し、人民の知る権利にこたえる徹底した取材・報道を行つてほしい。

## 〔資料1〕新聞労連「報道評議会」原案に対する研究者の意見

本文（一一〇頁）で述べたように、『オングズマンとは何か』（講談社、一九九六年）の著者、潮見憲三郎氏は、二〇〇一年一月二三日、『新聞労連の「評議会」原案に対する意見』と題して次のような手紙を衆・日本新聞労働組合連合委員長宛てに送った。潮見、畠岡氏のご了承を得てそのまま掲載する。

《前略》「報道評議会」に関する新聞労連原案（二〇〇〇年九月）を拝読しました。報道による加害・被害の問題の認識と「評議会」への着眼、その制度設計のご努力に敬服します。

ただ、一言で言えば、問題についての「思い」は同じかもしれません、小生の「見かた・考え方」はかなり違います。その「違う点」に焦点をしぼって申しあげます。

ご討議の間に合わないかもしれません、何かのご参考になれば幸いです。》

《はじめに——意見というより「疑問」というかたちで述べさせてもらいます。

1. 「報道被害」とは何か、キホンの基本を、十分ご議論になつたでしょうか。

議論の出発点で、報道被害に苦しまれたご本人の方々の話にも耳を傾けられたことだと思いますが、そのような被害は一旦起こつてしまふと「救済」は不可能に近いのではないかというのが、わたしの感想です。いかがでしょうか？

報道による「加害・被害」の問題は、とりわけ事件・事故の報道の領域で起こりやすい。そこでの問題は特徴的だ。

間違えある人を殴った場合、その人への謝罪や賠償でコトは一応おさまるだろう。しかし「ある人を名指しで犯人であると書いたピラを全国数百万戸のポストに投げ入れた」場合は厄介だ。

「間違い」だった場合はもちろん、仮にその人が「警察によつて犯人と見られている」その人であつたとしても、まだ容疑の段階で、メディアが「犯人」と名指しするのは適当でない。その名指しピラまきによつて、その人とその家族・縁者はたちまち全国数百

万人の冷たい視線にさらされ、いつまでも非難・軽蔑・脅迫的となる。

これがメディアによる加害・被害の実態だ。どう対処すべきか。訂正記事と当の本人への謝罪で解決できる問題ではない。裁判所でさえ、判決で「被害の救済を命ずる」ことはできるが、周囲の人の軽蔑と憎悪の視線までを差し止める力はない。メディアはどうにして被害者の苦痛を『速やかに救済』（労連原案・前文）できるだろうか？

加害者が被害者に対してできることは二つだけだ——一つ、まず謝罪し、罪の償いのためにメディアとしてできることとすべてを誠意をもって行なうこと。二つ、二度と繰り返さぬ工夫をすること。

もしこの二つの対応姿勢を支えるものであるならば、その限りにおいて原案が提唱する「報道評議会」は有効だが、そういう着想だとは思えない。むしろ、裁判所に似た「救済機関」らしく見える。が、救済機関にしては頗りない——

「評議会は申し立てのあつた個別の事案に關し、調査の結果にもとづき、当事社および関係社に裁定文もしくは謝罪文の掲載を勧告」と原案では言う。この仕組みはスウェーデンや英國のプレスカウンシル風だ。しかし、わが方の勧告は『することができる』だけ、しかも、それを受け入れるか否かは『当事社に判断が委ねられる』『……繰り返しになるが、強制力を持たせることは避けるべきだと考える』という。つまり、これは、救済するかしないかは加害者の任意だという「救済機関」なのだろうか。

しかも、もともと「申し立てがあつた」事案について裁定するのは裁判所や調停委員会の仕事の手順だ。申し立てがあろうとなからうと悪いことは悪い、というのが倫理的判断なのではないか。

もう一つ。わたしは、早まつて犯人扱いすることだけが報道加害なのではないと思っていて。不正確な情報、勉強不足が見え見えの解説、どうでもよいウワサ話、当然伝えられるべきニュースなのに欠落していること、放送関係者だけが夢中になつてているクダラナイ番組……などは、すべて情報の「受け手」の当然の権利の「機会損失」という加害行為だと考えている。その改善は「報道評議会」の立ち上げを含めたメディアのトータルな体質改善という大仕事のなかの一つだろう。

## 2. わが労連原案で言う「プレスカウンシル型」の原型は、スウェーデンや英國の「報道評議会」らしいのですが、似

ているのは「自主機関・倫理的観点」というところぐらい。あと、ずいぶん違いがあります。いちばん違う点を一口で

表現すれば、わが方の評議会は「申し立てられた苦情を処理するメディアのための機関」、あちらのは「苦情を申し立てる市民のための機関」だと言えるでしょう。制度設計の思想が違うために、一方では『申立人』を制限し『受理基準』を厳しくして『救済』の範囲を狭くしました。他方では、市民だれにでも、何でも遠慮なく「もの申して」もらえる仕組みになりました。とくに「だれにでも、何でも遠慮なく」を保証するために、スウェーデンでは「市民のためのオンブズマン」が働きます。いわば「評議会のお手伝い役」です。

「検討ずみのことと思いますが、ここでもう一度、スウェーデン方式をおさらいしてみたいのです。  
スウェーデン方式のメカニズムは簡単だ——プレス業界が基準を決める、その基準にもとづいた判定を評議会が下す、判定結果を当事者ばかりでなく一般市民に周知されるようにする——この三位一体の「合わせ技」がミソなのだが、その前の段階にオンブズマンがいて、市民の評議会へのアクセスを手伝うという工夫が加えられている。

#### ①メディア共通の行動基準

もちろん各社には個別の倫理綱領・行動基準がある。しかし『マスコミ全般の倫理向上』『メディアが自ら対処するシステム』と言うからは、各社の議論を束ねた「統一規格」を基準としなければ「評議」はまとまらないし、判定もバラつく。

行動基準は、あくまで「倫理的」なものだ。法律が市民みんなの約束の「明示的表現」であるのに対し、倫理はみんなの「暗黙の約束・期待値」だから、法令規則のように明示されない。だからこそ、逆に、倫理的行動の基準としての具体的な「標識」がぜひ必要なのだ。

「赤・橙・青」という交通信号の色は、交通の安全と円滑を期待する標識として「決めた」もの。なぜ赤が……という議論よりも大切なことは「みんなで決めて、その決めたことを守ることだ」ことだ。

「市民みんなの権利と利益のためにぜひ必要でない限り個人の名前の報道は控えよ」（スウェーデン共通倫理基準第15項）。「とにかく市民みんなの権利と利益に必要でない限り、私的な場所にいる人を同意なしに望遠レンズを用いて撮影してはならない」（英國プレス苦情委員会・基準第7項）。

スウェーデンの新聞雑誌協会（経営者）とジャーナリストクラブ（編集者）と労働組合の三者が、合議してそう決めて、ラジオ、TV団体もそれに署名した。

## ②「報道評議会」

例えば「個人を名指しした報道」が倫理的であるか否かが問われたとき、名指しが「市民みんなの権利と利益のためにぜひ必要」であつたか否か、つまり共通基準第15項への違反と認められるか認められないか、それを評議し判定するのが「報道評議会」の役割だ。

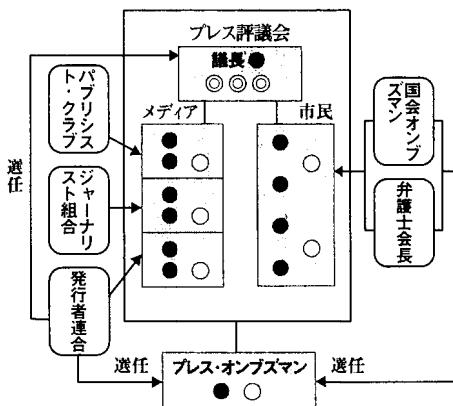
それ以上でも以下でもない。クロ判定だからといってそのメディアに謝罪・弁償せよなどと命じはしないし、処罰できるわけでもない。かといって、善処するもしないもメディアの勝手というわけでもない。評議会はシロかクロかの判定結果を、判定理由を添えて、画面でキチンと当事者に通告する。

クロ判定の場合、受け取ったメディアは、その判定文の「全文一字一句をそのまま」速やかに、目につきやすい紙・誌面上に掲載しなければならない。そうするといふ合意が評議会とメディアとのあいだに成立している。

クロ判定文が市民に「知らされる」ことによって、市民は、そのメディアが倫理基準に背いた状況を承知し、メディアが償いのために何らか誠意ある行動をとるはずだと期待する。つまり、メディアは市民に対して責任を負うかたちになる。

巧妙な仕掛けだ。評議会、審議会、独立行政委員会……何あれ「第三者」がメディア編集に圧力をかけることはできない。メディアは外部の何ものにも屈してはならない

スウェーデン報道評議会／オンブズマンの組織図



- 議長(1人)、レギュラー評議員(10人)、  
プレス・オンブズマン(1人)
- 第1、2、3議長代理(計3人)
- 評議員代理(計5人)、プレス・オンブズ  
マン代理(1人)
- 選任をあらわす

潮見憲三郎著『オンブズマンとは何か』（講談社、1996年より）

い。ただ、情報の送り手としてのメディアが、唯一、気にする「怖い存在」は実は情報の受け手＝市民だ。市民の信頼を確保したいための評議会であり、「速やかな救済……」であるわけだ。

評議会は「判定する」だけで何も命令しないが「結果の公表」によって監視の役目は市民に移り、その監視下にメディアが自らの責任で、訂正・取り消し・反論掲載・謝罪その他メディアとしてできる限りの誠意をつくすことになる。それは、当然の倫理的義務の履行であって、決して「救済」ではないけれども。

スウェーデンの（英國も）報道評議会のメンバーは、メディア代表と市民代表の同数で構成されるが、市民側の一人は議長、一人はオンラインズマンだ。

市民代表は、スウェーデン弁護士連合会会長と国会オンラインズマン長官によつて、メディアとは無関係な人たちのなかから選ばれる。任期は二年。

メディア・市民代表といつても選出母体の利益代表ではない。個人としての良心にもとづいて、基準条項への違反の有無という事実認定、それだけを行なう。すでに指摘したように、市民は情報の受け手、つまりコミュニケーションの当事者だ。第三者ではない。当事者の参加は due process だ。

わが国で、個別メディアが「有識者」をメンバーとする会議体を組織して、それを「評議会」や「オンラインズマン」などと呼んでいるが、その呼び名は見当違いだ。たしかに、そういう会議体からメディアの編集や経営はヒントを得るだろうから有益だろう。しかし、それらはメディア経営のコンサルタントないしは社内教育の補助機関であつて「報道評議会」とは別ものだ。

### ③ 判定文をそのまま掲載

「何月何日のエクスプレッセン紙のA氏の犯罪容疑に関する報道のなかで、確証もないのにA氏が真犯人であるかのように決めつけられた書き方をして顔写真まで出したのは不適切なプライバシーの侵害であり名誉棄損であるとの抗議がプレスオンラインズマンに寄せられた。当評議会では、その抗議とプレスオンラインズマンの意見とエクスプレッセン紙側の反論などを検討した結果、これこれの理由により同紙の記事および写真掲載は報道倫理にそむいていたと判定する」。

形式的に言えばこのような判定文が、当の加害メディアに全文掲載されることで市民が同紙の誠意のつくしかたを見守ることにな

る、ということのほかに、大きな意味が二つある――

- ①メディアが悪かったことが明白となり、A氏の名譽がその分だけは確実に回復される。つまり一次被害はそれだけ軽減される。
- ②メディア関係者ばかりでなく一般市民も「報道倫理」について学習し、自然に「倫理基準」になじむ。メディアと市民が判断基準を共有することは、両者のあいだの無用の対立抗争の発生を抑止する要因となるはずだ。

一九九八年、スウェーデンの報道評議会には一三四の新規案件が持ち込まれた。評議の結果、五一件がクロ、七五件がシロ判定となつた（八件は九九年度へ持ち越し）。

さかのぼつて一九七〇年から九一年までの一二年間の統計を見る平均扱い案件数も、不思議なほど一九九八年の数字とほぼ同じ。つまり、スウェーデンではメディア関係者も一般市民もひとしく、これまで三十年間、毎週一、二回は報道評議会によるクロ判定文を一字一句そのまま読んでいることになる。たいへんな「学習」だ。

報道倫理についての判断基準の共有は、報道加害・被害の発生を抑止する大きな力となる。発生したら取り返しがつかない被害の最善の対策は予防だ。発生しなければ救済する必要もなくなる。それが本当の救済だ。

#### ④プレス・オングズマン

「基準・判定・結果の周知」という三つの要素が連動して報道評議会システムを形づくるのだが、その評議会システムを、プレスオングズマン（Pressombudsman for the General Public=P.O.）が手伝う。その働きには二つの面がある。

##### ①P.O.は、報道評議会への市民のアプローチを助ける「つなぎ役」を受け持つ。

だれでも、何でもメディアへの苦情をP.O.に申し立てができる。被害を受けたと思う当の本人はもちろん、第三者でもかまわない。というより、あとあと、P.O.は、だからも何の申し立てを受けなくとも、報道倫理への違反ではないかと思えば、すぐ自ら調査を始める。

つまり、P.O.は単なる「被害者の苦情承り役」ではない。苦情を受けようと受けまいと、無関係に、常時、自分の目で、一般市民みんなと報道倫理とのかかわりを見張っている。訴えを待つて坐つてしているのではない。比喩的な言い方をすれば「出かけて行つて」市民の代理人役を引き受ける。オングズマンへの相談には何の条件もない。手紙でも電話でも面談でもよい。すべて無料だ。

POは「違反の疑いあり」と思えば、すぐ電話で編集責任者との話し合いに入る。メディアが自発的に訂正や謝罪などの誠意をつくし、それで申し立てた人が満足すれば案件終決する。話し合いが不調の場合には、その案件を評議会にまわしてそこでの判断を待つ。

②POは評議会に対する「予備審査」を受け持つ。そのことによって、評議会は、要するに、POに対する上級審のような地位に立つことになり、能率的に仕事を進めることができる。一九九八年、POは四五八件に対応。うち一二四件が評議会案件となつた。メディアはライオンで市民個人はウサギだ。公平な勝負をするためには、たとえばジャンケンのようないルールがあつて、両当事者がそれを守る必要がある。そのルールが「報道倫理基準」なのだが、なお「ウサギ側には代理人を」つけた。スウェーデンの社会制度に独特の「公平の哲学」にもとづくaffirmative action（積極行動）差別された少数民族や女性の雇用・高等教育などを積極的に推進する計画）の一つだ。

ただし、注意が必要。POを特定の市民個人の利益を守る「無料の弁護士」だと思うのは間違いだ。POは、たとえ訴えを受けても、メディア側に「ルール違反ナシ」と判断すればそう説明して市民にはお引き取りを願う（不服の市民は評議会に訴えることができる）。逆に、訴えがなくても自分から動く。要するに、POは、メディア全体と市民全体の関係を「倫理基準」にてらして見張っている。その任務は「判断」であつて、それ以上でも以下でもない。労連原案で心配しているような『権力の集中を招く』ことはない。

3. 法務省や日弁連のいわゆる「人権救済機関」ではなくて、メディアは「メディア自身による自主的対応を」という主張は分かりますが、分かりにくいのは、その自主的対応の「中身」です。「人権を尊重する」と言いさえすればよいわけではない。本気で対応するには、一つ思い切りが必要——従来メディアが固執している「報道は実名」原則を「原則は匿名、とくに必要な場合に顯名」に切り替えるべきだと思います。

この「匿名・実名」の問題領域でメディアが明らかに迷走していると思われる点が二つ。一つは、ただひたすら「報道は実名が原則」と言い張っている頑迷さ。二つは、実名で報道すべきなのにそれを隠し、匿名扱いとすべきなのに不用意にバクロする「取り違

え」の愚かさ。

実名でなく「匿名」のほうを原則にすべきだということは「何でも匿名にする」ことではない。言葉のとおり、匿名を原則として、必要な場合にだけ名前も明らかにする、ということだ。

必要な場合の認定はメディアが責任をもつておこなうわけだが、その際、注意が必要だ。名前を出すか出さないか、メディアに「自由裁量権」があるわけではない。必ず、あらかじめ自主的に決めた「倫理基準」（『人権と報道・連絡会』世話人の浅野健一・山口正紀試案で言えば「顕名基準」）によつて判断しなければならない。

メディアであれ何であれ、そもそも「個人情報を管理する権利はその当の本人にある」という考え方で行動を律することが肝心だ。いま世界各国・州のデータ法、プライバシー保護法はその考え方を土台にしている。例えばO E C D の「プライバシー保護および個人データの国際流通の規律に関するガイドライン案」にはその考え方が詳しく述べられている。

メディアの取材と記事内容は個人の名誉・プライバシーの権利に直接・密接にかかわり、一旦「公にされた情報」の取り消しはきわめて困難なのだから、まず、例えば「名前」の報道のまえには一呼吸を置く。それだけの注意をするのはメディアとして当然の義務だ。

どういう場合に名前を出すか。判断の尺度は「市民の権利」だ。政治家や役人など公職者の怠慢や汚職、悪徳商法、ニセ医者や公害企業、金儲け第一主義の老人ホーム……などについては、実名を含む詳しい情報を「知らない」と市民にとって権利や利益が損なわれる危険がある。その場合には、メディアの匿名の義務よりも「実名を伝える義務」のほうが重い。

その選択を、抽象的な議論や有識者のご意見拝聴（責任転嫁）ではなく、自前の基準についての判断業務とする構えが必要だ。スウェーデンの評議会システムは「原則匿名」主義を土台とするトータルな構えの実例だ。

その、ずいぶんよく出来ていると思われるスウェーデン方式でも、なお、報道被害をめぐる紛争の件数は三十年このかた一向に減っていない。だがどんなに「構え」がよくてもダメと思うのは早計だ。

わが国の人口の十三分の一、わずか八四〇万人のスウェーデン社会で、プレスオンブズマンと評議会は、それぞれ年間四百数十、三百数十件に対応している。一億二千万人のわが国の放送業界が立ち上げた評議会風の組織B R O ・ B R C の判定の件数は年に数件程度だという。

「数を数える」目的は、数えられない、見えないものを見ることにある。

いま、わたしたちが考えるべきことは、「報道被害」は決して生易しい問題ではないということ、対応の「構え」がないわが国では、不本意な「泣き寝入り」が数えきれないほどなのだろう、ということだ。

終わりに――。

「報道被害」に対応する評議会システムをスウェーデンモデルで観察しました。そこでは納得がゆく決着を「倫理基準」を土台とするシステムで保証しようとしています。われわれ「泣き寝入り」の風土へのヒントは、もし評議会方式を考えるのであればまず「倫理基準」を業界共通のものとしてつくることだと思います。基準がハッキリしていれば、だれでもというは言いすぎですが、評議員もオンブズマンも個別メディアの審議委員も、共通の尺度での判断が可能となります。それが市民の目にも公正と映り、それがメディアへの信頼につながるでしょう。

労連原案では、苦心して「裁判所型」をとることで公正を担保しようとしておいでですが、そのねらいが正しいとすればなおさら、まず倫理基準の確定が先決ではないでしょうか。すでに発表された「新聞人の良心宣言」はその第一歩になり得ると思います。その論理を「匿名原則」で補強すれば、強固な共通倫理基準になる。それと、この労連の評議会案（「基準・判定・全文掲載」のワンセットに立て直して）のコンビが、一つの対応システムを立ち上げる素材になることを期待しています。

### 〔付記〕

#### 1・匿名ということについて

血統・門地・家柄が重んじられるることは洋の東西を問いませんが、西欧ではそれと平行して、そういう、いわば個人

の力の外にある権力に抵抗する「個人主義・市民主義」が台頭しました。わが国ではその力が弱いのです。

一七六六年、スウェーデンで王権に反抗して「言論・印刷・出版の自由」と「生命の安全」の両方を保証する工夫として「印刷・出版自由憲法」が制定されました。そのなかで印刷物への著者・寄稿者に「匿名の権利」を保証しました。今日でも、そのまま、そのとおり。内容に対する全責任は、編集長がひとりで負います。「だれが」は問わない、「よい意見」がほしい、という発想です。同時に、「だれが」はその人が名乗ることであつて、他人が「名乗れ」というべきことではない、という考え方です。

わが国での「名を名乗れ」はサムライの美学、同時に血統・門地・家柄の誇示であり、階級社会のシンボルです。スウェーデン人が印刷・出版自由憲法をつくつてから百一年後、わが国では徳川慶喜が大改奉還。明治のはじめには、一時「自由民権」運動が台頭したのですが、結局、官憲の弾圧によつてつぶされました。大正デモクラシーも長くは続かず、その後、太平洋戦争に敗れるまでは「大政翼賛・滅私奉公」の時代。「滅私」の私とは下層の平民のことです。当時の表現で言えば「名もなき民」。しかし、名前がないわけではない、当局によつて「権利を消された」のです。「滅名」です。

「滅」名と「匿」名は正反対の概念です。自分の名前は自分で支配する。他人に勝手に扱われてはならない。わが国で、マスコミ、ことに新聞の「紙上匿名はお断りします」という扱いは時代錯誤。二、三百年、ズレています。

欧米の町で、個人宅は「何通り何番」ですぐ訪ね当てることができます。その何番という標識は大きいのですが、「表札」は、普通、ありません。だれが住んでいるか、ヤタラに明らかにすべきではないのです。

たまたま、わたしはロンドン近郊での列車大事故の現場のTV中継を見ました。負傷者が多数運び出され、アンドリュー王子が自分で車を運転して駆けつけ、献血を申し出た市民が列をつくつていきました。「救出している」人への短い取材はありましたが「救出された」人にマイクをつきつける様子はなく、ただ、TV画面に、安否の問い合わせ先の電

話番号二つ三つが数分間にわたってゆっくり静かに映し出されているだけでした。

一方で、彼らは「名前」を大切にします。先生・郵便配達人・洗濯屋さんなどではなく、とくに称号があるか（反対に）相手を軽く見るかしない限り、ミスター（ミセス・ミズ・ミス）何々と呼ぶのが普通です。親しくなると、私を何々（ファーストネーム）と呼んでくれと申し出る。申し出られたほうもそつとして、互いに呼び合う約束が成立。それ以外の人は、相手が子どもでない限り、ファーストネームで呼んではならない。また、公的発言の場でも「ボリスとわたしは……」ではなく「大統領閣下とわたしは……」と言うべきです。

名前のルールは、その「場」に応じた厳しいけじめで成り立っています。すべて匿名でも、すべて実名でもあります。

## 2・「自前」の対応と「みんなで」対応について

ご存じのように、アメリカでの対応は、ミネソタ・ニュース評議会以外は、おおがた「自社の基準で、自前で（自社オンブズマンも）」という方式です。

米国デラウェア州ウィルミントン市で日刊・夕刊・日曜版を発行しているニューズジャーナル社（日刊約十七万部）は、自社の「倫理綱領」約一千五百語を、毎年一回、一月に一面をつぶして掲載するのだそうです。例えば「本紙従業員は金銭・財物を受け取ってはならない……数ドル以下と推定されるペンやポケット日記の類は受け取ってもよい。商品見本や宣伝材料のように一方的に送られてきたもので返しにくいものは、編集局長室に届けオーケンションにかける。その純益は貧困家庭のための基金に組み入れ、その旨を送り主に通知する」（全文＝前沢猛『マスコミ報道の責任』三省堂・一九八五所載）。

「基準を決めてそれを市民に知つてもらう」という仕組みはスウェーデンの評議会のそれと同じです。評議会の働き

を「自前で」やっています。

「自前」主義でも、自らの厳しい倫理のルールに自らを律し、自ら責任を明らかにすれば、それも対応のひとつの選択肢でしょう。

わが国では、スウェーデン方式が考えられているようです。労連の案「……市民の報道への信頼は、もはや各報道機関ごとに読者対応室や法務室などを作つて対処するだけでは回復できない段階に来ている……自ら対処するシステムが今こそ必要になっている。それがここにいう報道評議会である（前文）」という方向。それは、多かれ少なかれ独立委員会とか第三者的チェック機関とか……他の色々な構想の方向と一致していると見受けられます。

アメリカ型かスウェーデン型か、選択は現場でおこなわれるものであつて、研究者が口出しすべき問題ではありませんが、わたしは、個別メディアの対応室や法務室もそれなりに必要で、大切な働きを分担すべきだと考えています。ただし、もし「判断基準」がハッキリしていれば、という条件つきです。その基準が業界共通であれば最善ですが、その会社独自の基準でもよいのだろうと思います。「基準に従う」ことが手順として確立され判定のシステムが確立されていることが大切なのですから。

### 3・「知らせる」と「知る」とについて

八百屋さん魚屋さんなど……は「客に売る」のではない「客のために買つてくる」のだと言われます。報道の仕事は「知らせる、知させてやる」ことではない、実は読者のために、読者に代わつて「知る、見聞きする、調べる、考える、感じる、読者がお互いの意見を伝え合う媒介役をつとめる」ことだと言えると思います。

「見せる、知らせる」も「見る、知る」も「読者のため」という点では同じですが、違う点が二つ——「向き」の方向と「立つている」場所とが違います。

「知らせてやる」仕事だと思うと、政府や企業や警察の発表そのままを、あるいは自分が見たこと聞いたことを早く読者に届けることが目標となります。その情報が市民にとって重要なか、必要不可欠か、どうでもよいことではないか、取材方法は取材される側に迷惑をかけないか……というような視点は「一の次。ヘリを飛ばせ、待機せよ、突撃せよ、インターネットホンを押せ、のぞき込め、マイクをつきつける、記事になり絵になるネタを取つてこい」という、これはデスクの視点ひいては経営の立場に立つて仕事を考へることになります。

「知る」仕事であると考へると、「向きの方向」が違つてきます。読者の立場に立つことになるからです。当然、メディアと読者は「対等である」という関係になります。一段上から「知らせてやる」のではなく、同じ位置で一緒に考え、疑い、喜び、悲しむことになります。

いま、新聞協会の「改訂・倫理綱領」、日弁連の「人権救済機関」、法務省・人権擁護推進審議会の「独立行政委員会」などの視点は「苦情に対応しよう、救済しよう」という、いわば市民の一段上の立場からの理論構成であるという気がします。

わたしが不思議に思るのは、労連の評議会原案の構想に、この「一段上からの」視点との論理の違いがハッキリしないことです。

わたしは、労と資は右足と左足であつて、逆方向に動くことで同じ目標に向かつて進むことができると考へています。両足が同じ方向に同時に動けばヒックリ返つてしまふでしょう。「メディアは市民の知る権利に奉仕し、信頼されている、しかし、報道被害はよくないから救済しなければならない」という「メディアの立場からの」思考パターンに対して「はたしてそうか、それでよいか」と問う視点が必要ではないでしょうか。

労連原案の前文は、冒頭「日本の報道機関は戦時中、軍部に協力した反省にたち、権力の監視と市民の知る権利に奉仕することを……」という記述で始まりますが、わたしは、そこを複雑な気持ちで読んでいます――。

①本当に反省しているのだろうか。あの「大政翼賛・滅私奉公」の旗を降つてわたしたちを死地に駆り立てた社是・社訓は、組織・人事管理の方針は、OJTの手法は、本当に変わったのだろうか。

②本当に権力を監視しているのだろうか。先進諸国の「公的情報へのアクセス自由法」がない（近く施行予定の「公文書公開法」はザル法と言うべき）状況を破ろうとせず、むしろ、役所・団体の「発表」の独占的な用達メソジヤー業のウマ味に安住して、経営の利益をむさぼっているのではないか。ご用達商人は権力側とツーカーの関係にあるというので、一般市民より一段高い地位にあると錯覚して、当局の手先となつて「市民を監視する」ことに精を出しているのではないか。

③本当に「市民の知る権利に奉仕する」仕事だと考えているか。「メディア自身に知る権利がある」と錯覚していないだろうか。何でも知つて、何でも知らせる自由がある、と錯覚して「経営に奉仕する」ことを「市民への奉仕」だと思っていないだろうか。

わたしの意見の冒頭の疑問に戻ります。報道被害を「どういうもの」とお考えでしょうか。それは、事件・事故のときの実名記事や写真による名誉・プライバシー侵害だけではありません。まず、ワッと押し寄せて「マスコミがやつてきた！」取材・報道被害から子ども・地域を守る（人権と報道関西の会編・現代人文社、二〇〇一年）という状況。それらを含めて、重要でない情報を送り出すことによって、市民の「知られない権利と、知る権利」の両方を損なうこと。その横暴さにもかかわらず「メディアは市民のために奉仕している」と自己満足しているらしいこと、これがいちばん深刻な報道被害なのです。「むかし軍部・いまマスコミ」という巷の声はお耳に入っているでしょうか。

労組に「考えて」ほしい。生活者の立場に立つて考え方にしてほしい。必要なときには「報道にノーと言える報道人」であつてほしい。そういう人を育て、支え、守つてほしい。これが一市民としてのわたしの思いです。

## 〔資料2〕「コミッティー21」提言の問題点

二〇〇〇年二月二三日付けで、「コミッティー21」を名乗る原寿雄、桂敬一、梓澤和幸、藤森研、田島泰彦、飯田正剛各氏から人権と報道・連絡会に「アンケートへの回答のお願い」が届いた。返送先は「上智大学田島研究室」。この六人と前沢猛氏の七人は、雑誌「世界」一九九九年一一月号で、「〈メディアと市民・評議会〉を提案する」と題する共同提言を発表した。今回のアンケートは、その提言についてメディア界、市民団体を含むメディア関係の各種団体に送り、その結果を「世界」(岡本厚編集長)に掲載する予定だということだった。しかし、「世界」に連絡会の回答はほとんど紹介されていない。

このアンケートの発送者からなぜ前沢氏が抜けたのかについて説明がない。

一年前の提言を読めば、新聞通信社幹部と「報道の実際に理解のある」研究者が、報道評議会ではなく、各社対応の「第三者機関」で対応するための準備をしていたことがよく分かる。

連絡会の回答は事務局でまとめたが、私(浅野)は二〇〇〇年二月一四日、この提言について《共同提言「メディアと市民・評議会」の問題点》と題して次のような見解を発表した。ここに資料として公開したい。

《自民党、政府のメディア規制の動きが公然化する中で、「メディアと市民・評議会」の提案がなされたことはいいことだ。まさに権力は報道被害を放置するプレスを法規制する意図を隠していない。ただし、この提言を行ったのが、ジヤーナリズムの問題について疑問を抱かざるを得ないような牧太郎氏らの記事を載せてきた岩波の「世界」と、大マスクミ企業の労使に近い学者・弁護士・ジャーナリストの共同作業であることに注意が必要だ。

メンバーの学者の中には、匿名報道主義に全く理解できないような理論を持ち出して反対して、新潮社の少年実名写真掲載を支持している人がいる。この人は、著作の中で私を匿名にして批判している。私は出版社と本人に何度も質問

書や訂正申し入れを行つてゐるが、本人からは何の返事もない。出版社からは、「著者が訂正する必要がないと言つてはいる」という回答があるだけだ。弁護士の中には報道加害のメディア企業の顧問弁護士もいる。彼らはしばしば新聞、テレビに登場する。また、元メディア幹部は、通信社で労働組合を最も弾圧した人で、今は日本民間放送連盟放送番組調査会委員長である。一人だけ、信頼できるのは新聞社論説委員記者（この人は正論をいつも言つている）だ。<sup>[註]</sup>

#### ▼人権と報道・連絡会の運動を無視

共同提言（1）で、日本における報道評議会への動きを紹介する中で、日本弁護士連合会、マスコミ倫理懇談会、新聞労連の構想についてふれているが、一九八五年に日本で初めて報道評議会をつくるうといふスローガンを掲げて設立された「人権と報道・連絡会」の活動が無視されているのは、なぜだろうか。メンバーの七人の中には、連絡会の報道被害者救済活動や、対メディア訴訟の支援に対して、「メディアとの対決路線」ではメディア改革はできないとか、報道評議会は報道機関の編集権に介入するおそれがあり、萎縮効果が懸念されるとか主張してきた人たちがいる。

「メディアと市民・評議会」の「目的・性格」に、「新聞・雑誌・出版界と市民・専門家が共同で設置する自主的な機関」とあるが、「市民・専門家が共同で」は削除されるべきである。「メディアと市民・評議会」ではなく、日本報道評議会を設置すべきなのだ。

設置するのは日本新聞協会、雑誌協会、新聞労連、出版労連、日本記者クラブなどメディア界である。市民がこの仕組みを信頼し、支援していくことは大切だが、「専門家・市民」が設置主体にはなれない。

また、提言の「救済・措置」で、評議会は裁判内容を「掲載することを求めることができる」とあるが、メディア責任制度に参加する報道機関は、掲載しなければならないのだ。

#### ▼「メディア団体が加わることが重要」？

提言は最後のところで、「評議会制度は、外国のプレス・カウンシルやBRCの経験などからみても、日本新聞協会

など、業界団体をはじめジャーナリスト組織やメディア関係団体が加わることがきわめて重要であることは疑いないが、それがすべて実現しえない段階ではまったく立ち上げることができないわけでもない」と述べ、ベルギーの例などをあげている。

「メディア関係団体やジャーナリスト組織」が「加わること」が重要という表現に、「メディアと市民評議会」提唱の限界が見事に現われている。

報道評議会はメディアのためにメディアがつくる仕組みである。メディア責任制度とは、第三者機関ではなく、メディア（経営者、労働組合と記者会）がつくるべきで、報道評議会の委員に市民代表も入るべきなのだ。その活動をできるだけ透明にして、市民の見えるところで、委員には市民代表を入れて運営する。

新聞協会の動きは鈍かつたが、協会に粘り強く働き掛けるしかない。協会はどうせつくりないから、「市民と記者でつくりよう」というのはどうか。新聞労連を後押しして、権力の介入を防ぐために、早急に日本報道評議会をつくりたい。

#### ▼報道倫理綱領の制定が重要

提言では、八ページに初めて、「メディア倫理コード」について言及がなされているが、報道界はまず倫理綱領を策定すべきである。

BRCには放送界が全体で守るべき倫理綱領がないので、法的に人権侵害があつたかどうかの議論を委員会で行うといふ混乱がある。

その際、新聞労連が九七年一月に採択した報道倫理綱領「新聞人の良心宣言」が叩き台として参考になる。浅野も試案を提案している。

また、この提言には、匿名報道主義を求める運動について一言も言及されていない。七人の中に実名報道主義を明確

に批判する人が一人も入っていないのだから当然だが。

### ▼甘すぎるBRC評価

提言は、放送と人権等権利に関する委員会機構の放送と人権等権利に関する委員（BRC）についての評価が甘すぎると思う。私もBRCの発足は高く評価するが、改革すべき点がいくつもある。

一ページに「BRCの制度や判断に対する、厳しい批判を投げかける新聞さえある」と述べているが、今のBRCは厳しく批判されて当然であろう。

機構内の八人で構成する評議会のメンバーが「市民とメディア」によつて選ばれていなからだ。国家公安委員会の委員の選考と似ていて、東大名誉教授（元最高裁判事）、慶應義塾大学名誉教授、大企業会長、東北大学名誉教授、作家たちだ。この評議会がBRCの委員を選考することになつていて、BRC委員も「市民とメディア」の代表とは言えない面がある。

BRCは九八年二月一九日、米サンディエゴで起きた教授父娘殺害事件で、被害者の妻がテレビ報道で事実と異なる報道をされて名譽を傷つけられたとして四社に名譽回復を求めた申し立てについて、「権利侵害非難に倣する点は見い出しえない」と判断したNHKを除くテレビ朝日、TBS、テレビ東京に「直ちに権利侵害と言えないと、放送倫理上問題があつた」との審理結果を発表した。初の裁定だったが、法律的な判断しか示さず、勧告に至らなかつたのは疑問だ。

また九八年一月帝京大学のラグビー部員らが強姦の疑いで逮捕された事件で、逮捕された八人のうち二人の部員とその家族が、二人は事件に全く加わつていなかつたにもかかわらず犯人と断定して放送され、名譽を損なわれたとして、BRCに申し立てた。BRCは九九年三月一七日、民放三局について、「ワイドショー」の報道を見ると犯人としての断定的な報道につながりかねない表現や顔写真の繰り返し使用などがみられ、名譽を毀損したとまでは言えないものの、

放送倫理上問題があつた」と裁定した。しかし訂正などは命じなかつた。「逮捕や起訴猶予などの基本的な事実関係に誤認はなく、問題はなかつた」という表現もあり、二人が逮捕されたことを正当化しているように受け止められる。部員の父親たちは「救済を求めたのに、二次被害に遭つた。息子が報道されたようなレイプ犯ではないということを世間に知つてもらうために頑張ってきたのに、民放の一部は、逮捕は間違つていなかつたというふうに受け取られる報道をした。この一年間の苦労はなんだつたのかと思う」と嘆いている。審判結果を公表した記者会見で、清水委員長は「犯罪行為があつたかどうかについて、委員会には調査する権限も能力もない」と明言した。それなら、なぜ「名誉毀損はなかつた」などと判断できるのだろうか。この決定では、弁護士委員二人が少数意見を出している。

京都の其枝幼稚園（清水潔理事長）の元保護者たちが、NHK「クローズアップ現代」（九七年一二月九日放送）による被害を訴えたケースでは、NHKがBBCの決定をねじ曲げてオンエアしたと申立人は抗議している。委員に市民代表や報道被害者が入っていないことや、判断の基準となるべきメディア全体の報道倫理綱領がないことなどが今後解決すべき課題だろう。

▼メディア責任制度について無理解  
世界で最もすんだメディア責任制度をもつてゐる国はスウェーデンだと思われるが、提言では「制度の硬直化（スウェーデン）」としか言及されていない。どういう「硬直化」があつたのか何も説明されていない。

七人は、スウェーデンで開花した「メディア責任制度」の本質について十分理解していないと思われる。メディアに対する法的な規制は、憲法上も、権力を監視し批判する健全なジャーナリズム活動のためにも、あつてはならない。そこで、メディアが自らの責任で、報道の自由と名誉プライバシーを守るディーセンシーに、どう折り合いをつけるかを調整するためにつくつた仕組みである。(1)メディア界で統一した報道倫理綱領の制定と、(2)ジャーナリストが倫理綱領を守つているかどうかをモニターする報道評議会・プレスオングズマンの設置——をセットにした制度である。

報道評議会とプレスオンブズマンは同義語と考えていい。両者とも、メディアと報道される市民の間に立つて仲介する「第三者機関」ではない。報道された市民や団体の訴えに耳を傾け、大メディアに対して対等な関係に立てるようオンブズ（スウェーデン語で「代理する」の意）し、調査・審理する。ただし調査して勧告はするが、編集には一切圧力は加えない。報道評議会はメディアが倫理綱領に違反したと判断した場合は、叱責の裁定文を公表する。

報道評議会のメンバーを選ぶ選考委員会は「メディアと市民」で構成する。メディア界以外の市民代表が務める。委員の半数は「非メディア界」の市民代表が務める。

スウェーデンでは弁護士会会长と国会オンブズマンらが選考委員会に入っている。潮見憲三郎著『オンブズマンとは何か』（講談社）を参照。

提言に見られる「社内オンブズマン」という訳語は前沢氏が創った用語で、日弁連が八七年の人権擁護大会で使つた後、誤訳と知りながら使用しているのだが、「社外オンブズマン」「公的オンブズマン」と同様に誤訳である。

スウェーデンでは報道評議会とプレスオンブズマンが任務を分担して活動している。北米などではいくつかの新聞社が独自のプレスオンブズマンを置いている。ワシントン・ポストのオンブズマンが有名だ。参考・潮見憲三郎『スエーデンのオンブズマン』核心評論社、一九七九年。浅野健一・山口正紀『匿名報道』学陽書房、一九九五年。

#### 〔資料2〕注

メンバーのうち藤森氏を除く六人と「世界」編集部が、これまで報道評議会をつくろうという我々の運動について協力的でなく、匿名報道主義に反対し、報道被害者の対メディア闘争を事実上、妨害したことさえある事実を、私は以下の著作で詳しく書いている。

单著『犯罪報道は変えられる』（日本評論社、『新・犯罪報道の犯罪』と改題して講談社文庫に）、『犯罪報道と警察』（三一新書）、『過激派報道の犯罪』（三一新書）、『客観報道・隠されるニュースソース』（筑摩書房、『マスコミ報道の犯罪』と改題し講談社

再論・新聞各社の苦情対応組織とメディア責任制度

文庫に)、『メディア・ファシズムの時代』(明石書店)、『[犯罪報道]の再犯さらば共同通信社』(第三書館)、『オウム「破防法」とマスメディア』(第三書館)、『犯罪報道とメディアの良心匿名報道と揺れる実名報道』(第三書館)、『メディア・リンク』(潮出版)。

共著『匿名報道』(山口正紀氏との共著、学陽書房)、『激論世紀末ニッポン』(鈴木邦男氏との共著、三一新書)、『松本サリン事件報道の罪と罰』(河野義行氏との共著、第三文明社)》